

商工文教委員会会議記録

商工文教委員長 熊谷 泉

1 日時

平成 25 年 3 月 5 日（火曜日）

午前 10 時 5 分開会、午後 5 時 5 分散会

（うち休憩 午後 0 時 14 分～午後 1 時 5 分、午後 2 時 50 分～午後 3 時 5 分）

2 場所

第 3 委員会室

3 出席委員

熊谷泉委員長、後藤完副委員長、小田島峰雄委員、軽石義則委員、岩淵誠委員、
工藤勝博委員、小西和子委員、斉藤信委員、小泉光男委員

4 欠席委員

福井せいじ委員

5 事務局職員

千葉担当書記、水野担当書記、千葉併任書記、村上併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 労働委員会

浅沼事務局長、吉田審査調整課総括課長

(2) 商工労働観光部

橋本商工労働観光部長、桐田副部長兼商工企画室長、阿部雇用対策・労働室長、
松川経営支援課総括課長、佐々木科学・ものづくり振興課総括課長、
宇部産業経済交流課総括課長、戸館観光課総括課長、
飛鳥川企業立地推進課総括課長、高橋雇用対策・労働室特命参事兼雇用対策課長、
木村商工企画室企画課長、猪久保雇用対策・労働室労働課長

(3) 教育委員会

菅野教育長、高橋教育次長兼教育企画室長、多田教育次長兼学校教育室長、
佐藤参事兼教職員課総括課長、石川教育企画室企画課長、
永井教育企画室予算財務課長、小倉教育企画室学校施設課長、
藤澤学校教育室学校企画課長、松葉学校教育室主任指導主事兼特命課長、
小菅学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、
高橋学校教育室特命参事兼高校教育課長、
福士学校教育室首席指導主事兼特命課長、
佐々木学校教育室首席指導主事兼特別支援教育課長、

田村学校教育室首席指導主事兼生徒指導課長、西村生涯学習文化課総括課長、
佐々木生涯学習文化課特命参事兼文化財課長、
平藤首席指導主事兼スポーツ健康課総括課長、
漆原教職員課特命参事兼小中学校人事課長、
土川教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長

(4) 総務部

根子副部長兼総務室長、清水総務室管理課長、大槻法務学事課総括課長、
岡崎法務学事課私学・情報公開課長

7 一般傍聴者

2人

8 会議に付した事件

(1) 労働委員会関係審査

(議案)

議案第46号 平成24年度岩手県一般会計補正予算(第6号)

(2) 商工労働観光部関係審査

(議案)

議案第46号 平成24年度岩手県一般会計補正予算(第6号)

議案第52号 平成24年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第3号)

議案第69号 緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

(3) 教育委員会関係審査

(議案)

議案第46号 平成24年度岩手県一般会計補正予算(第6号)

(4) 総務部関係審査

(議案)

議案第46号 平成24年度岩手県一般会計補正予算(第6号)

9 議事の内容

○熊谷泉委員長 おはようございます。ただいまから商工文教委員会を開会いたします。
なお、福井せいじ委員は欠席とのことでありますので御了承を願います。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議
を行います。

初めに、労働委員会関係の議案の審査を行います。議案第46号平成24年度岩手県一般
会計補正予算(第6号)、第1条第2項第1表の歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費の
うち労働委員会関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○吉田審査調整課総括課長 労働委員会関係の補正予算につきまして御説明申し上げま
す。便宜お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げますので、説明書の127ペー

ジをお開き願います。

今回御審議をお願いいたしますのは、第5款労働費、第3項労働委員会費について1,368万7,000円減額しようとするものであります。目別の内訳でございますが、1目委員会費19万5,000円の減額は、あっせん員報酬や旅費など委員会運営に要する経費の過不足を補正しようとするものであります。また、2目事務局費1,349万2,000円の減額は、事務局職員が年度当初から1名欠員となっていることなどによる人件費の減並びに物件費の過不足を補正しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 せっかくの機会ですから、今年度、労働委員会で審査された案件、その諸状況を示していただきたい。

○吉田審査調整課総括課長 御承知のとおり、労働委員会では集団紛争を対象とした不当労働行為の審査、それから労働争議の調整と個別紛争を対象としたあっせん制度を担っております。平成24年度、平成25年2月28日現在でございますが、取り扱い件数は不当労働行為の審査事件が1件、労働争議の調整が2件、個別労働関係紛争のあっせんが5件でございます。それらにつきまして、審査または調整、あっせんを行っている、そういう現状でございます。

○斉藤信委員 処理、解決状況、これは今のやつは基本的には処理されたと、解決されたということでしょうか。

○吉田審査調整課総括課長 そのとおりでございます。

○熊谷泉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって労働委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、これをもって労働委員会関係の審査を終わります。労働委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。

議案第 46 号平成 24 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）、第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 5 款労働費のうち商工労働観光部関係、第 7 款商工費並びに第 11 款災害復旧費、第 1 項庁舎等施設災害復旧費のうち商工労働観光部関係及び第 5 項商工労働観光施設災害復旧費、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 5 款労働費、第 7 款商工費、並びに第 11 款災害復旧費第 5 項商工労働観光施設災害復旧費並びに第 3 条第 3 表債務負担行為補正中 2、変更中 1 並びに議案第 52 号平成 24 年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第 3 号）、以上 2 件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**桐田副部長兼商工企画室長** 平成 24 年度一般会計補正予算（第 6 号）のうち商工労働観光部関係について御説明申し上げます。議案（その 3）の 6 ページをお開き願います。

5 款労働費のうち 1 項労政費及び 2 項職業訓練費の合計で 79 億 6,470 万 8,000 円の増額、次に 7 款商工費の 149 億 9,433 万 1,000 円の減額、次に 8 ページにまいりまして、11 款災害復旧費の 1 項庁舎等施設災害復旧費のうち 71 万 7,000 円の減額がございます。同じく 5 項商工労働観光施設災害復旧費の 170 億 6,730 万 5,000 円の増額、以上の合計で 100 億 3,696 万 5,000 円の増額補正でございます。

次に、項及び目の区分ごとの主な内容につきましては、お手元の予算に関する説明書で御説明申し上げます。なお、金額の読み上げにつきましては省略させていただきますので御了承を願います。

説明書の 123 ページでございます。5 款労働費、1 項労政費、1 目労政総務費の右の説明欄を順次説明してまいりますが、管理運営費は雇用対策部門の職員給与費等の管理運営に要する経費及び国庫補助金の返還に要する経費であり、事業終了したふるさと雇用再生特別基金事業の財源であるふるさと雇用再生特別交付金の返還など所要の額について増額補正しようとするものであります。2 目労働教育費の各種労働講座開設費は、労働環境の整備や労働紛争の未然防止等をはかるため、雇用労働フォーラムを開催するものであります。事業費の精査による減額補正を行うものであります。

次に、124 ページをお開き願います。4 目雇用促進費であります。上から 6 番目に緊急雇用創出事業費補助がございますが、これは市町村が行う短期の雇用就業機会を創出する緊急雇用創出事業について必要な経費を補助しようとするものであり、事業計画の変更など市町村からの報告に基づき事業精査をして、所要の額について減額補正を行うものであります。なお、山田町の事業にかかる補助金については、別にお手元に資料をお配りしてございますが、その資料の項目 1 のところに記述しておりますように、山田町から提出される事業実績報告書に基づき実績額を確定することとしておりますので、今回の減額補正には含まれていないものでございます。

続きまして、上から 11 番目ほどに事業復興型雇用創出事業費補助がございます。被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業所が被災者を雇用する場合に雇いにかかる

費用を助成するものであり、地域の土地利用の関係から、企業の雇用回復に時間を要していることなどから当初の予定人数、1万人に対して申請人数が下回る見込みにより、所要の額について減額補正を行うものであります。

一番下に、緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金がございますが、これは国の緊急経済対策において引き続き厳しい雇用情勢を踏まえ、失業者等の生活の安定を図るために緊急雇用創出事業に対する経費の財源が措置されたことから、その財源を基金に積み増しするものであります。

次に、125 ページに移りまして、2 項職業訓練総務費、1 目職業訓練総務費の一番下になりますが、女性就業援助費は育児や介護のために退職するなどした女性の再就職を支援するため、就職に必要な知識、技術、能力の再開発を行う技術講習を開催するものであり、事業費の確定による減額補正を行うものであります。2 目職業訓練校費の下から二つ目に就職支援能力開発費があります。離職者等の再就職を促進するための職業訓練を職業訓練法人等に委託して実施しようとするものであり、委託契約の実績による減額補正を行うものであります。

次に、154 ページをお開き願います。7 款商工費、1 項商工業費、1 目商工業総務費であります。一番上の管理運営費は、商工業振興部門の職員教育等の管理運営に要する経費の実績見込みによる減額補正であります。中ほど9番目になりますが、革新的医療機器創出・開発促進事業費は、厚生労働省の復興関連予算で措置された基金を財源として、今年度から4年間にわたり岩手医大が行う革新的医療機器開発を支援するものであり、ほかに例のない新しい医療機器の開発にかかる機器開発の仕様の決定や試作開発に時間を要したため、当初見込みを下回る事業実績となることから減額補正を行うものであります。

次の2目中小企業振興費については、記述は155 ページに移りますが、一番上に商工観光振興資金貸付金がございます。中小商工業者に対する設備の改善や事業の推進などに必要な資金を融資するため、貸し付け減資の一部を金融機関に預託するものであり、ほかの低利長期な資金等が活用されたことから、事業内容を精査したところ、所要の額について減額補正を行うものであります。

次の中小企業経営安定資金貸付金は、中小商工業者に対する経営安定に資するための資金を融資するため、金融機関に預託するものであります。同じようにほかの低利長期な資金等が活用されたことから、事業内容を精査したところ、所要の額について減額補正を行うものであります。

中ほどに移動いたしまして、中小企業被災資産復旧事業費補助という項目がございますが、これは沿岸地域において被災した中小企業の施設等の復旧に対して行う市町村補助事業に対して補助するものであり、地域の土地利用の関係上、本復旧に着手できない事業者が少なくないことから当初の見込みを下回る見込みであり、所要の額について減額補正を行うものであります。なお、施設設備の諸経費のみを補助対象としておりましたが、本補正予算により修繕経費についても遡及をして補助対象とすることとしております。

156 ページにまいりまして、3 目の企業立地対策費の上から二つ目に企業立地促進資金貸付金がございます。県内に工場等を新設または増設しようとする企業が必要とする資金を融資するため、貸付原資の一部を金融機関に預託するものであり、年間所要見込み額の精査による減額補正を行うものであります。

次の企業立地促進奨励事業費補助は、工場等の立地を促進するため、市町村が実施する事業に対し補助しようとするものであり、補助案件の増加に伴う増額補正を行うものであります。4 目中小企業経営支援費の中小企業ベンチャー支援事業費補助は、中小企業やベンチャー企業を総合的に支援するため、必要な経費を財団法人岩手産業振興センターに補助するものであり、補助対象人件費の実績見込みにより減額補正を行うものであります。6 目工業技術センター費の地方独立行政法人岩手県工業技術センター運営費交付金は、センターの職員人件費の実績見込みにより減額補正を行うものであります。

157 ページにまいりまして、2 項観光費、1 目観光総務費の中ほど上から七つ目ですが、東アジア観光客誘致事業費は、東アジアの観光客をターゲットとして本県の安全安心をアピールすることにより、震災以降回復のおくれている外国人観光客の誘致を促進するため、9 月補正予算において措置していただいたものでございます。その財源といたしまして復興調整費を見込んで国に対して交付手続を行っておりましたが、事業内容のうち韓国向けの事業については国の採択をどうしても得られなかったことから減額補正を行うものであります。また、台湾向けの事業のうち、観光PR イベント事業のさんさ踊りの派遣にかかる財源については、復興調整費から一般財源の振りかえを行うことといたしまして、所要の補正を行うものでございます。2 目の観光施設費は、県が整備した観光施設について老朽化した設備の修繕等を行うものであり、事業実績による減額補正を行うものであります。

続いて、199 ページをお願いいたします。11 款災害復旧費、1 項庁舎等施設災害復旧費、1 目庁舎等災害復旧費でございますが、上から二つ目に商工労働観光部、公共職業能力開発施設災害復旧事業費がございます。県立の公共職業能力開発施設の復旧について、事業実績による減額補正を行うものであります。

続いて、205 ページをお願いいたします。5 項商工労働観光施設災害復旧費、1 目商工観光施設災害復旧費の一つ目、中小企業等復旧復興支援事業費は、被災した複数の中小企業等が一体となって復旧復興を行おうとする場合に、その施設設備の復旧整備に要する経費の一部を補助する、いわゆるグループ補助でございます。国の緊急経済対策により追加募集がなされたことを受けて増額の補正を行うものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案（その3）に戻っていただきまして、12 ページをお開き願います。12 ページは、第2 表繰越明許費、追加の表の中です。当部の関係部分は、12 ページの下から 13 ページにかけまして、5 款労働費の2,231 万3,000 円であり、16 ページにまいりまして、7 款商工費がございます。この1 億677 万1,000 円。

続きまして、21 ページでございます。中ほどから 11 款災害復旧費の掲載であります。

ページをめくっていただいた 22 ページの下のほうに 5 項商工労働観光施設災害復旧費がございまして、366 億 3,009 万 6,000 円でございます。以上の四つの事業を合計した 367 億 5,918 万円を翌年度に繰り越しを行おうとするものであり、これらの事業は計画調整に不測の日数を要したことなどにより、年度内完了が困難になったことによるものでございます。

続いて、24 ページをお願いいたします。第 3 表債務負担行為補正の表でございます。当部所管は、25 ページの 2、変更の表の事項欄 1、離職者等再就職訓練事業の 1 件でございます。職業訓練受講希望者の増加が見込まれることから、その限度額を増額しようとするものでございます。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

続いて、特別会計について御説明申し上げますので、引き続き議案（その 3）の 44 ページをお開き願います。

44 ページは、議案第 52 号平成 24 年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第 3 号）でございます。第 1 条に記載しておりますように、歳入歳出予算それぞれ 25 億 4,537 万 5,000 円を減額いたしまして、総額を 119 億 2,288 万 1,000 円とするものであります。45 ページは歳入でございます。1 款繰入金、1 項一般会計繰入金は貸付原資等である一般会計からの繰入金を減額するものであります。

3 款諸収入、1 項貸付金元利収入は中小企業高度化資金の貸付償還見込額の減に伴う減額であります。2 項預金利子は、歳計現金の利子の増額、3 項雑入は中小企業高度化資金の延滞違約金の増額であります。

4 款県債、1 項県債は中小企業高度化資金の貸付原資の一部である独立行政法人中小企業基盤整備機構からの借入額の減額であります。

46 ページにまいりまして、歳出でございます。1 款小規模企業者等設備導入資金貸付費、1 項貸付費は独立行政法人中小企業基盤整備機構への償還金の減や財団法人岩手産業振興センターの無利子貸し付けにかかる年間所要見込額の減などに伴う減額であります。2 項貸付事務費は、貸し付け及び償還にかかる事務経費等の確定による減額でございます。

以上で商工労働観光部関係の補正予算についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○軽石義則委員 私からは、雇用促進費の緊急雇用創出事業費補助の減額補正について伺いをいたします。市町村の報告に基づく事業費の精査ということでございますけれども、具体的にどのような内容が特に多くあって、このような大きな金額の減額になったのかを少し具体的に説明をいただきたいと存じます。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 各市町村からの報告に基づく減額の補正でございますけれども、個別市町村のどういう事業という詳細までは、現在手元に資料がございません。申しわけございません。大きなところでは盛岡市の 2 億 3,000 万円余、花巻市の 3 億 2,000

万円余、遠野市の2億7,000万円余等、各市町村これまでの事業の実績に基づいて所要額を見直した結果と受けとめております。申しわけございませんが、事業内容の明細については資料を持ち合わせておりません。

○**軽石義則委員** では、後ほどその資料については提出いただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それぞれ金額も大きいですし、計画に基づいた実施状況だと思いますけれども、私のところいろいろな相談が来ている中で、NPO法人へ委託している事業について、山田町の件が発生以来、その関連で、言葉でいえば精査ですけれども、NPO法人の事業運営に非常に影響が出ているのではないかという声が届いているわけではありますが、その点について県はどのように把握されているのかお聞きをしたいと思います。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 市町村からNPO法人に委託している事業も多々ございます。その中で、一つには12月に山田町の事案が発生して以降、やはり一通り委託している事業について点検が必要であろうということで、緊急点検のお願いを各市町村、広域振興局にして実施しております。イレギュラーな点検でございましたので、そういう意味では、事務負担がふえたのかと思いますけれども、やむを得ない部分と考えております。

今後につきましては、定例的な形で計画的に実施することで、NPO法人、受託者側の負担は極力軽減していきたいと思います。必要な点検を行いながら、過度の負担が生じないようにしてまいりたいと考えております。

○**軽石義則委員** NPO法人側に過度の負担は当然させないようにすることはお願いしたいと思いますけれども、NPO法人の事業運営そのものに影響が出るような内容のものがあったのかどうか、教えていただきたいと思います。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** そこまでは把握しておりません。

○**軽石義則委員** そうすると、調査した結果については、県では全体的なものを把握されているのかどうか、お示し願います。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 12月に実施を依頼した緊急点検の結果につきましては、全て適切に運営されていると報告を受けております。

○**軽石義則委員** 報告は適切にということでは来ていると思いますけれども、それは市町村の報告であって、NPO法人の皆さんから状況とか、運営主体での課題等を含めて聞く場面というものはあるのでしょうか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 事業の受託者との意見交換でありますとか、円滑に進めるための意見交換については、事業を発注している市町村において実施することがよろしいかと考えますので、そういった点についても今後配慮するように連絡はしてまいりたいと思います。実施状況については把握しておりません。

○**軽石義則委員** では、ぜひその点検の実施状況並びに事業運営に対する課題等を含めて、把握しているものがあれば、その資料も後でお示しを願いたいと思いますし、NPO法人の皆さんも非常に献身的な努力をしながら事業運営をしている方が多くございますので、

そこに支障が出るようなものであってはならないと思いますので、その点十分配慮して、このNPO法人の皆さんとの連携を図っていただくことをお願いして終わります。

○岩淵誠委員　そもそも緊急雇用創出事業費の減額、それから事業復興型雇用創出事業費の補助の減額について詳細をお知らせいただきたいのですが、この事業は減額ということでありますけれども、雇用創出目標に対してそれぞれの程度の人数があつて、どのぐらい足りなかったのか。またその減額になった理由、いろいろお話しありましたが、これは市町村のアイデアの問題なのか、制度としてそもそも使ってみてちょっと問題があるのか、あるいは、被災地等の雇用環境の問題なのか、どのように分析されますか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長　まず、第1点の雇用目標に対する実績の状況でございます。今年度設定いたしました目標、緊急雇用事業につきましては、9月補正現計ベースで7,900人の雇用を目標としておりました。これは補正前の金額による雇用創出目標でございますが、それに対する雇用実績は8,400人、進捗率106.4%ということで、今後事業費が減額になりますと、なお一層費用単価あたりの雇用創出数は、実績としては高まるものと考えております。

今回市町村が減額した事情でございますけれども、制度的な問題という点では特になくものと認識しております。ないという理由は、比較的この制度は雇用ということについては、もちろんそれが事業目的でありますので、条件が設定されておりますが、その運営方法でありますとか、行う事業の内容そのものは各自自治体の企画に任されておりますので、非常に裁量性の高い事業でありますから、事業の制度的な問題というよりは、その事業創出の企画あるいは実施上、生じた事情の変更によるものと考えております。

事業復興型の実績状況でございますけれども、平成25年2月末までに申請を受け付けている助成対象労働者数は5,954人となっております。当初予算の計画は1万人ということで、その計画に対しては及びませんでしたけれども、昨年9月以降、年度後半にその申請数は大きく伸びてきておりますので、制度の周知が図られ、その成果がやっと出てきている状況と考えております。

○岩淵誠委員　この緊急雇用創出事業の人数目標のところの説明がよくわからなかったですね。いわゆる補正前の目標に対するどうのこうのということですが、補正したわけですよ、9月にね。ですから、もう少しこの目標が多いのではないかという気もしますが。

今お聞きしますと制度の問題ではないと、要するに市町村の雇用創出のアイデア的な部分もあるのかなとも思ったのですが、これは確かに盛岡市とか花巻市、遠野市が多いようですし、地域事情それぞれあると思うのですが、こういうことに関して何か、例えばメニューをどうしたとかというような相談あるいは連携はとれているのですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長　事業の実施につきましては、その内容の適否等は、市町村からは、その地域を管轄する広域振興局でありますとか、地域振興センターで相談に対応しております。

○**岩淵誠委員** なかなかかみ合わないの、次にいきます。

155 ページに自動車関連の創出推進事業費と岩手の食の関係の事業費、減額になっております。商工労働観光部の中で、自動車関連産業、そして食の6次化を進めるまでが一つの大きな課題だと認識しております。これは減額の幅が大きいと見るか、この程度で済んだと見るのかそれぞれありますけれども、この減額の理由、それと今回の政策目標に対してどの程度の進捗であったのかお示しいただきたい。

○**佐々木科学・ものづくり振興課総括課長** 自動車の計画でございますが、今年度初めて県単で、例えば技術開発あるいは生産技術の開発等の補助金を用意させていただきました。実際企業では、今般JSTの復興促進センター等と一緒に動き出したということで、そちらの補助事業が、例えば200万円単位のものが多いとあって、ちょうど補助金の性格が似ているようなところがたくさんあり、企業の方々がいろいろと開発に取り組んでいただいております。ですので、実績として補助金の額が我々の想定したものに至らなかったということで補正になってはいますが、自動車産業の技術開発等々は全般を通じて進めております。

成果とすれば、企業の誘致は、後ほど企業誘致の状況があるかと思いますが、新規の参入、新しい取り引きが20件程度行われていること、それから商談会においても有望案件が数十件、岩手県には問い合わせがあると。引き続き層の厚い自動車産業に向けて取り組むべく今動いているという状況でございます。

○**飛鳥川企業立地推進課総括課長** 今科学・ものづくり振興課総括課長のほうから答弁ありましたとおり、今企業誘致のほうも単に域外、県外からの企業誘致をやっているだけではなくて、まさに技術開発、地元の企業と誘致企業を組み合わせる形で、そして新たな機能性部品等の開発といったところで新規参入を促しているところでございます。

○**宇部産業経済交流課総括課長** いわての食のパワーアップ事業についてでございますけれども、平成24年度の実績といたしましては、19事業者を採択してございまして、平成25年1月時点で62名を新規に雇用したところであります。また、食のパワーアップ人材育成事業については5事業所を採択して実施中ではありますが、1月時点で8名を新規雇用をしたところでございます。平成24年度の成果といたしましては、大手の流通業者との連携によりまして、マーケットイン、そういう発想の商品開発を被災地の復興を図ろうと思って、今骨取りさんまという商品がございまして、それを開発したりとか、農業者等と連携して県産の食材を活用した商品開発等に成果が出ているところでございます。減額の部分につきましては、人件費負担を半分企業にやっていただくことになってはいます。その関係で減ったものであります。

○**岩淵誠委員** 自動車関連産業につきましては、いろいろ成果もあったということですが、大切なことは、これはたびたびこの委員会やさまざま取り上げておりますけれども、やはり地元の調達率をどう上げるかということでもあります。特にも岩手県は非常に接着部分の強い事業が多々ございます。一部弱い部分もありますけれども、そういったところで、今

非常にアクアも好調でありますけれども、地元調達率がどれくらい上がっていますでしょうか、お示しをいただきたい。

それから食のパワーアップもわかりましたが、これもぜひ沿岸の被災地も当然ですけれども、放射能問題でいろいろ苦勞しているところもあるわけでありますから、ぜひ頭に入れて展開をしていただきたい。これは指摘にとどめますが、地元調達率のことをお願いいたします。

○佐々木科学・ものづくり振興課総括課長 地元調達率は数年前に立地されたメーカーからの関係資料から42%程度ということが数字としてありますが、その後現地調達率の数字は表に出ていないという状況で、私どもとすればそのときよりは進んでいるのではないかという思いを持って現状を捉えています。トヨタの幹部からは、東北での現地調達率80%を目指すという発言もありますので、私ども現地調達率を上げるべく、また来年度にも新たな取り組みをさせていただきながらそういった方向で頑張っていきたいと思っております。

○岩渕誠委員 いずれアクアは好調なのだけれども、どうもなかなかそれが広がってこないということが県南のほうではあるわけです。既存のところは少し取引量も増えているということはあるようでありますけれども、すそ野としては広がっているという状況が明らかに言えるかどうか、これはかなり疑問があると思います。いずれ、いわゆる群として育成をしないといけないということだと思っておりますので、やっていただきたいと思っております。トヨタの幹部の発言は心強いのですが、本当にやっているかどうかの検証も必要ですから、ぜひ県として地元調達率の数字については、できるだけこれは提供いただいて提示をするようにお願いしたいと思っております。

グループ補助金の問題にいきます。グループ補助金のところは増額ということですが、一方で先ほどもありましたけれども、かなり多くの繰り越しが発生しているということがございます。繰り越しの問題については、かなりこの委員会でも取り上げていますけれども、恐らくグループ補助金の第1期のところで受けた方々というのは、この年度末が期限になっているところもあるのではないかと思うのですが、その辺の動向についてはどのようにつかんでおられますか。

○松川経営支援課総括課長 グループ補助金の採択が平成23年度の事業者、平成24年度の事業者とありますので、それぞれ申し上げたいと思っております。まず平成23年度の事業者で、平成25年度に繰り越しが見込まれるというものですが、平成25年1月現在で調べた数字ですので、若干動きが出てくるかと思っておりますが、平成23年度の事業者で50者、それから平成24年度の事業者で283者と見込んでおります。平成24年度の事業者のうち5次の前半で採択した事業者が多数ございましたので、その事業者については明許繰越ということで、平成24年度の事業者の多くは明許になると。それから、平成23年度の事業については事故繰越となると考えています。それぞれ事業の進捗を私どもも確認しながら、円滑に事業が促進できるようにと考えております。

○岩渕誠委員 ちなみに、完了したところがありますか。

○松川経営支援課総括課長 まず平成 23 年度の事業者で完了あるいは完了の見込みということでございますが、240 者です。それから平成 24 年度の事業者で、302 者ということです。割合で申し上げますと、平成 23 年度の事業者で 8 割程度、それから平成 24 年度の事業者で 5 割程度となります。

○岩渕誠委員 特に平成 23 年度の 50 者については、これは事故繰越をすると、あとお尻が決まってしまって、どうしようもないということになると思います。ただ現実、多くお聞きいたしますのは、この 50 者の関連で見ると、土地利用計画が決まらないとできないというところも数多くあると思うのですが、その 50 者の分析していますか。

○松川経営支援課総括課長 やはり多く挙げられている理由が、委員御指摘のとおり土地利用の関係。それから工事の着手後、資材が上がったとか、人件費が上がったということで、当初に想定していた工事が、計画の見直しをして、設計の見直しをしている、そのためにちょっとおくらしているということ。それから、実際にその工事に着手したのですが、土地の地盤が弱くて、追加の工事が必要だと、そういった想定されていなかったような事態があるということをお聞きしております。

○岩渕誠委員 いずれこのグループ補助金、このままいきますと今聞いた理由で言うと、この 1 年以内に解決するというのは、かなりハードルが高いのではないかと、私は思っています。そうすると当然補助金返還の話が出てくると思います。これでは、平時の補助金の体制と変わらないわけですね。中身は思い切ったものを行っていると思いますけれども、やはり後ろの幅を持たせないこれ何ともならないと思うのですが、この辺の対応は、繰り越し手続の簡素化以上に、これは事業完了年度に合わせるような形でやっていかないと全く意味をなしませんよという話をずっと続けてきたわけでありましてけれども、その辺については県としてどういう取り組みをやっていきますか。

○松川経営支援課総括課長 委員おっしゃったとおり、まず繰り越しの手続の簡素化ということは、国のほうでやっております。それから、平成 25 年度に繰り越しても、なおかつまた繰り越しが必要になる場合ということも想定はされます。そういった場合もありますので、国に対しては柔軟な対応ということで要望してまいります。

○岩渕誠委員 これ来年の年度末になって、慌ててその制度を変えるような話では全く意味をなしませんから、とにかく前半ですね、夏前ぐらいには決着をつけていただかないと、再建計画というのでも全く絵に描いた餅になってしまうということであろうと思います。これが平成 24 年度のもの 283 者ですか、ということになると、本当にそれが今年度中に進むかというところと同じ問題が出てくるということになるかと思えます。この辺もようやくマスコミもこの問題取り上げるようになってきましたけれども、まだまだやっぱり認知が足りないと思います。具体的に国はどのような話をしていますか。それとそのことについて県の所感を、部長あればお聞きします。

○橋本商工労働観光部長 この繰り越しにかかる案件については、本県のみならず、被災

3県を中心といたしまして、共通の課題になっているところでございますので、一緒になって国に対して進捗状況に合わせた形で柔軟な対応を求めるということで足並みをそろえておりますが、国としてもそういう被災地の実情に即した対応について検討をしたいという話は伺っておりますが、まだ具体の取り扱いの方針というところまでは至っていないと承知をしているところでございますので、引き続き国に強く柔軟な対応を求めてまいりたいと考えております。

○岩渕誠委員 ぜひお願いをしたいと思います。

それから先ほどの50者、それから283者という数字ありましたけれども、金額ベースがわかれば金額ベースでお話をいただいて、なければ後で資料提供ということで終わりたいと思います。

○松川経営支援課総括課長 手元に金額がございませんので、後で御提供したいと思いません。

○工藤勝博委員 私もグループ補助金について何点かお聞きしたいと思います。

先ほど岩渕委員がおっしゃったように、第1期の平成23年度の事業計画で採択された事業者は、8割事業再開しているということでもありますけれども、土地の問題あるいは運転資金の問題で、なかなか着手できないという企業もあるわけです。設備資金に対応する補助金だと思いますけれども、運転資金等が不足して途中で挫折というか、どうしようもないという企業もあったわけですが、それらの対応というのはどういう形でなされるのか、まず1点お聞きしたいと思います。

○松川経営支援課総括課長 グループ補助金は、委員おっしゃるとおり、設備施設などの補助金でございますし、それに対応して自己資金というのが必要になります。ただ、施設が立ち上がりましても、実際に事業を運営していく上では運転資金も必要ということでもあります。運転資金につきましては、県単の融資制度ということで、有利な補助金も低利で長期のものなどがございますので、そういったものを利用していただくようには周知しているところでございます。

それから、債権の買い取りということもやっております、事業を実際に行っていく中で、新たな資金が必要になるということが、いわゆる二重債務といった場合には債権買い取りの対応なども御相談に応じているということで、何とかその事業が復興し、そして地域経済に貢献できるようにしていくということで後押しをしております。

○工藤勝博委員 そういうテクニックがあれば、事業者も前向きに捉えられると思いますけれども、何せこのように建設資材等も値上がりしているそういう状況の中で、人手も思うように集まらない。特に再開したところはいいけれども、思ったような成果が上がらない事業者等もたくさん見受けられるわけですが、それらの経営支援も含めて今後の対応を考える必要もあると思いますけれども、どのような状況でしょうか。

○松川経営支援課総括課長 まさに事業を再開して経営を再開したときに売り上げ、あるいは販路がないという事態が出ております。そういうことで、私どもとしては支援機関と

連携いたしまして重層的な支援事業ということで、それぞれの支援機関が持っているノウハウをそれぞれ出し合いながら経営改善なり、あるいは販路拡大のための商品開発とか、そういったことを支援してきているところでございます。その中で、専門家の派遣などを行っているところでございます。

○**工藤勝博委員** もう一点、約177億円の補正が上っていますけれども、この5次、6次の事業者の採択ということなわけですけれども、この事業者間では1次、2次よりは充分復興の状況も進むと思うのですけれども、見通しとしてはどのような感じを持っているのでしょうか。

○**松川経営支援課総括課長** 今回の補正の予算でございますけれども、5次、6次と公募してまいりまして、その際に必要な予算の措置ということで、今回その予算計上をお願いしているところでございます。ただ、5次の後半の応募が33グループ、6次の応募が8グループということで、正直なところ6次については思ったほどの応募ではなかったということで、実際には説明会で説明したところでは、特に沿岸のグループとか事業者の方たちは、来年度も事業が引き続きあるということで、土地がまだ確保できない中で、今申請するよりは来年度に申請しようという方たちもいらっしゃいます。ある意味申請に対応して予算も措置できるのではないかと考えてございます。

○**工藤勝博委員** 次に、東アジア観光客誘致の事業費、財源を振りかえたというわけですけれども、9月の委員会でその予算が審議されたわけですが、そのときは復興財源を使うという感覚がなかったわけですけれども、その辺の財源の処置の仕方はどういう形になったのか。あとは先日、台湾に行って知事を初め誘客に努めてきたわけですけれども、その効果をお聞きしたいと思います。

○**戸舘観光課総括課長** 東アジア観光誘致事業の関係であります。9月の委員会で御審議いただいたわけでありまして、質疑の内容が、いわば歳出にかかる部分でございますが、工藤委員から一部事業費が過大ではないかと御指摘をいただきまして、その際に韓国向けの事業に関しては、復興調整費の申請をしたけれども、不採択となったので、こちらの事業はできませんとお答えいたしております。その際に、台湾向け事業についても丁寧に御説明申し上げればよかったのですが、そこまで思い至りませんで説明が不足したということでもあります。

この外国人の観光客誘客については、岩手県全体が大きなダメージを受けていると受けとめておりまして、復興調整費の考え方も、岩手県全体が被災区域だと示されておりますので、復興調整費の考え方に合うものだと、当時はそのような認識で申請をし、それに基づいて事業を計画してきたものでございます。台湾向けのさんさの派遣に関しましては、さまざまな御意見を頂戴いたしまして、それを踏まえて振りかえが適当だと判断をさせていただいたところでございます。

台湾でのさんさの派遣の成果でありますけれども、一行は平成25年2月24日に台湾のランタンフェスティバルにおきまして街頭パレード、それから大観衆を集めたステージで

の公演を行いまして、大きな喝采を浴びたところがございます。台湾政府の観光局によりますと、新竹というところにメイン会場がございましたが、この会場だけで50万人、それから新竹市内の周辺イベントまで含めると2月24日だけで100万人の人出ということでありまして、その中で公演できたというのは相当のPR効果があったものと考えております。パレードに関しては、予定より10分ほど長い40分の公演となって、沿道の観衆からもアンコールをいただいたと聞いております。

それから、翌日2月25日にはさんさの一行は台北のランタン祭り関連のイベント会場におきまして、パンフレットの配布やステージ公演を行って、本県のPRをしております。これとあわせて、台北駅の地下で宣伝ブースを設けまして、24日、25日の両日、クイズ大会あるいはミニステージといったようなことでPRを行いましたが、両日合計で、先ほどのイベント会場のものも含めて7,000部ほどのパンフレットを配布いたしております。

これらのPR活動は、1月末に本県に台湾のメディアを招請した事業がありましたが、これらの多くの台湾のマスコミ関係者にも取材をいただきました。台湾の東森テレビというところでは、このランタンのセレモニーを中継で、本県の上野副知事の挨拶を含めたステージパフォーマンスを放映していただいたということでもありますので、PRの効果は十分にあったものと考えております。

○**工藤勝博委員** 台湾の親日的な皆さんが大変興味を示したと思いますけれども、これはやっぱり一回ではなかなか浸透しないと思うのですけれども、今後の予定はどういう形でPR活動を進めていくのかお聞きします。

○**戸館観光課総括課長** 新年度の事業ということになりますので、これから詳細詰めていきたいと思っておりますけれども、台湾は本県の国際観光事業の中では一番ボリュームの大きい市場でありますので、まずはこの市場を何とか震災前の水準まで早く回復させたいと思っておりますので、切れ目のないPRに努めていきたいと思っております。

○**工藤勝博委員** 最後ですけれども、その成果かどうかはわかりませんが、チャーター便が前年度に比べて倍増するということもあります。初めて来る方もあると思いますので、岩手の魅力というのをさらに来た皆さんに伝えられるような工夫もしながら取り組んでいただきたいなと思います。その辺に関してはどのように評価しているのでしょうか。

○**戸館観光課総括課長** 春のプログラム、チャーター便20便ということで、昨年と比較して倍増ということでもあります。これは平成23年度、そして平成24年度と、知事あるいは副知事のトップセールスも含めて台湾を訪問して、旅行会社あるいはエアラインに働きかけをしてきた成果だと思っております。春と秋のチャーターは相当程度定着の流れになっておりますけれども、さらに夏、冬と、通年で誘致ができるように取り組んでいきたいと思っております。

○**小西和子委員** お願いいたします。私は、124ページの雇用促進費の中の生涯現役全員参加世代継承型雇用創出事業について、まずお伺いいたします。かなりの減額になっております。目標値、実績、減額になった要因、それをどのように分析されているかお伺い

たします。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 生涯現役全員参加世代継承型雇用創出事業は、雇用創出基金で行っている事業の一つでございます。その目標設定でございますけれども、今年度この事業により県、市町村合わせて400人の雇用創出の計画でございました。これまでの実績でございますけれども、平成25年1月末での実績は321人と、目標に対する進捗率は80%にとどまっております。

今回減額した事業、この説明書の中にございます5億1,300万円余は、県、市町村を合わせての事業費でございます。うち事業費補助、これが市町村分で5億3,300万円余の減額ということで、市町村補助事業分の減額幅が大きかったこととなっております。市町村におきまして計画した事業が進まなかったということであろうと捉えております。詳細の分析は今後進めてまいりたいと思います。

○小西和子委員 この中には女性の雇用創出ということも入っているということでございました。男女別というのは、ここではあらわれていないのでしょうか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 新規雇用者数321名のうち、女性の雇用は185名となっております。

○小西和子委員 それにかかわってですけれども、今度は125ページに女性就業援助費ということで、またこれも減額になっております。どうしてこのような減額になったのかお伺いいたします。

○猪久保労働課長 女性就業援助事業の減額でございますけれども、県内の6カ所、6地区において実施してございます。総定員120名でございます。主な目的といたしましては、子育てが終わった方々に、就職にスムーズに入っただけの講習をしておるものがございます。減額の理由でございますが、個別の詳細は把握しかねるところもありますけれども、定員充足率から申し上げますと、例年並みと受けとめておりまして、70%ぐらいではございますけれども、就職率については約50%ということで、一般の訓練に比べて若干少ないことになっているわけでございます。

○小西和子委員 ありがとうございます。いったん職を離れて、子育てが一段落してから再就職するのはすごく高いハードルがあるというのが日本の社会の中で改善しなければならない点だと考えます。

男女別の失業手当受給者数等をお聞きしている時間がなくなりますので、被災前は大体同じくらいだったものが、被災後は女性の受給者がぐんとふえているという報告もあります。やはり女性の力を活用するかどうかで、今後国が決まっていくというようなことが世界経済フォーラム等でも指摘されております。女性が働きやすい社会に変えていくために、商工労働観光部でもいろいろな施策を進めていただきたいと思います。このことについて、部長何かありましたらお願いいたします。

○橋本商工労働観光部長 男女雇用機会は均等にあるべきと基本的な考え方を持っておりまして、今さまざまな事情でもって、女性の方々が一旦離職をされておるわけですね。

ども、就労意欲を持っておられる方々については、ぜひ働く機会を提供するような社会環境というものをみんなでつくり上げていくということで行政、企業ともども、そういった環境づくりに努めながら、就労促進を図っていくことが大切だと思っておりますので、そのような方針のもとに取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○小西和子委員 ありがとうございます。女性の就労者の半数以上がパート労働者だということもありますので、何とか改善していかなければと考えております。

それと同じように障がい者の対策費等も減額になっております。障がい者等雇用対策費、チャレンジド就業支援事業費、関連するかもしれませんが、障がい者職場実習・チャレンジド雇用推進事業費、あと 125 ページのチャレンジド就業支援事業費とありまして、かなり減額されておりますので、この理由をお聞かせください。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 減額の主な理由につきまして御説明いたします。最初に、障がい者等雇用対策費と、125 ページにございますチャレンジド就業支援事業費でございますが、これはいずれも職場適応訓練、あるいは就職に向けた委託訓練を行う事業でございます。どうしても受入先の企業とのマッチングの問題でありますとか、就職に向けて実践の研修を行える対象者の抽出と申しますか、そういったことがございまして、うまくマッチングが進まなかったこと、あるいは受け入れ企業の掘り起こしが十分進まなかった実績による減額でございます。

次に 124 ページ、二つ目のチャレンジド就業支援事業費でございます。これは生活就労支援センターに委託いたしまして、障がい者の就労支援員を育成しようという事業でございます。これにつきましては、育成対象とする支援員の雇用が計画どおり進まなかった、あるいは育成途中で就職が決まったことによる中断等による実績に伴う減額でございます。障がい者職場実習チャレンジ雇用推進事業費でございます。これは県庁内の職場で障がい者をチャレンジ雇用する、非常勤職員として雇用する事業でございます。通年 3 人の事業費を組んでございますけれども、1 名は年度途中で就職が決まったこと、もう 1 名については、教育委員会で別途、事業を起こしております、こちらのほうの事業の重複がございまして減額した等によりまして、全体としてこれだけの補正減となりました。

○小西和子委員 ありがとうございます。途中で就職が決まったとかというのはすごくうれしいことだと思います。

私は障がい者のさまざまなことにかかわっておりますけれども、受け入れてくださっている企業等が結構あります。そういうことを何かアピールするようなことをやっていくべきだと考えます。来年度法定雇用率が上がりますね。ここにはいらっしやらない、問題は県教育委員会なのですけれども、ぜひ法定雇用率をクリアできるような取り組みをお願いしたいなと思います。何か所感がありましたらお願いします。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 確かに受け入れ企業には一生懸命に取り組んでいただいておりますので、そういった企業につきましては、現在も知事表彰を行い、そういった事例の紹介を県のホームページ等を通じて行っているところでございます。

もう一つは、法定雇用率が4月から引き上げとなります。直接的な支援と申しますより来年度事業で予定しております障がい者受け入れのための支援を行うジョブコーチの養成を4月以降行っていきたいと考えております。そういう形で福祉施設の送り出し側、あるいは受け入れの企業側に対して、就職定着の支援ができるような体制を強めてまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** それでは、123ページの労政総務費、ここは4億4,600万円の増額なのですが、償還金、その他になっていますが、この中身は何でしょうか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 23節償還金利子及び割引料で4億4,600万円余の補正増となっております。毎年発生する通常の前年度国庫返還金で、当初800万円を計上しておりますが、これは実績として23万1,000円に減りました。一方で、ふるさと緊急雇用創出事業が平成24年度ですべて清算完了ということになりまして、基金残額を返還することになります。その計上額が、清算の結果、不要となった残額が4億5,300万円余ありまして、総額それだけの補正、返還額の計上となりました。

○**斉藤信委員** わかりました。次に雇用促進費で、ふるさと雇用再生特別基金事業費補助ですが、これは今年度で終了すると。これは、いわば定職につなげる、恒久的就職につなげるということを目的にやられたのですね。この実績はどうなっているのでしょうか。これでどのぐらい雇用されて、どのぐらい恒久的な就職につながっているのか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** この事業は平成21年度にスタートし、当初3年間の予定でしたが、震災等の中断で半年延び、今年度9月まで延長されて、実質3年半の期間で事業が行われました。その間の雇用実績は延べ数で2,337人。本来この事業は事業終了後、引き続き雇用されることを目指す事業で、もし継続雇用された場合は一時金の支給が組み合わせられている事業でございました。その一時金の支給人数は、これまでの実績で合計241人。延べ数に対する一時金の支給、いわゆる継続雇用された割合は1割強ではございますけれども、3年間の継続事業ですので、実質同じ人間が2,337人の中にはカウントされておりますから、実人数に対する一時金支給割合はおおむね25%程度と考えております。

○**斉藤信委員** 継続的な雇用につなげるということを目的にやられたのですよ。それが実質的には25%、241人と。この雇用を、国のお金を使ってやられて、この程度の実績というのはいかかなものかと思えますよ。この要因をしっかりと分析しなければだめなのではないですか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 委員の御指摘はごもっともと感じております。まず一つには、3年間の雇用を創出するという意味では、初期の目的を達していたと思えます。もう一つの継続雇用の部分が十分に目的を達成されなかったものと考えております。要因としましては、新たな事業を創出するという事で企画を立てて事業実施してきたということで、なかなかそれが商業ベースに乗らなかったという反省があるかと思えます。今後につきましても、緊急雇用事業では今回新たに、いわゆる業を立てる起業支援型というメニューができておりますので、来年度の取り組みの重要項目ともしております、長期安定

雇用、継続雇用に向けた視点を大事にしなから、今回の反省もし、今後の事業に反映させていきたいと思います。

○**斉藤信委員** そういう目的でやられた雇用事業で、雇用基金事業というのは、今回も例えば 156 億円を基金に積み増すわけですよ。雇用と名がつけば何でもできるというような認識では絶対にだめだと。本当に地域で働ける、雇用に結びつくと、このことを厳密にやらないと、山田町のような事件もまた起こり得ると思いますよ。そのことはしっかり分析して、今話があったように起業支援型という雇用事業に移行すると言うけれども、雇用事業の目的にふさわしいものにしていかなければだめだと思います。

それで、新たに 156 億円余が基金に積み立てになりますよ、これもどういう形でいつまで行われる事業となるのか。そして事業復興型雇用創出事業、これは 50 億円も減額補正ということになるのですけれども、これも平成 25 年度末までだったと思います。これ延長されると思いますけれども、その絡みも含めて、今後の雇用対策事業というのはどう取り組まれるのか示していただきたい。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 今回 156 億円余の基金積み立てがございます。さきに国会で成立しました緊急経済対策等の予算成立により措置される事業でございます。その成立に合わせまして、後ほど条例案の改正もございますけれども、いわゆる雇用創出のための事業の期間は、当初平成 24 年度の新規事業に限り平成 25 年度まで継続できるとされていたものが、平成 25 年度新規事業が認められ、平成 25 年度新規については平成 26 年度までの継続が認められるという形になりまして、実質終了時期が 1 年間延長されております。

あわせて事業復興型雇用創出助成金でございますけれども、こちらのほうも本県のみならず全国的にその活用状況が当初の計画を下回っていること、これは復興事業のおくれ等もあるという事情から、国では今回事業期間を 1 年延ばしまして、当初平成 24 年度末までに雇用されたものについて助成するとしていたものを平成 25 年度末までに雇用されたものに対して助成するという事で、これも終了時期が、3 年間の助成ですので平成 28 年度末までの助成という、いずれ 1 年間ずつ全て延ばされたということでございます。

○**斉藤信委員** 156 億円余が 1 年延びたといっても、平成 25 年、26 年の 2 年間でこれを活用するというのは大変なことですよ。私は本当に知恵を出して被災地の復興に、そしてその地域の雇用に結びつくように、安易な委託とか、派遣会社へ丸投げということではなくて、これ真剣に考えるべきですよ、お金は使い方なのでありますから。お金があるから何でもできるという、この失敗が山田町なのです。山田町は後から報告があるでしょう、別途報告あるでしょう、山田町は。違うのですか。さっきの報告で終わりですか。さっきの報告で終わりなの、あんな簡単な報告でね。わかりました。後でじっくりやります。私は、これだけの予算を本当に知恵を出してやるようにしていただきたい。

それで事業復興型、これは 1 人の雇用に 225 万円ですか、大変メリットの大きいものなのだけれども、先ほど答弁があったように、平成 25 年 2 月末でまだ 5,954 人と。1 万 5,000 人の目標ですからね。本当にこれが被災地で活用できるようにしてもらいたい。

それで、私は二つ障害があると。一つは、3次補正以前に再建した人たちは対象にならない、雇用した人たちは対象にならない。もう一つは、新規雇用が2割、これが前提なのですね。だから新規雇用をしないと、一回解雇した人たちを全部戻せない。進まないのに何でこういう制約をつくっているのかと、早く再建した人は使えないというばかな話はないのではないかと。繰り返しこのことの改善を求めてきたし、恐らく県も厚生労働省とやりとりをしてきたと思うけれども、このやりとりの状況はどうですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 ただいま委員から御指摘のありました2点につきましては、国に対する要望の都度、知事あるいは副知事から見直しの要望を上げております。残念ながら、現在に至ってその見直しはされていないという状況でございます。

○斉藤信委員 民主党政権というのは、補正予算はおくれるわ、規制の法律は変えないで、戦後最大の大災害というのにその大災害にふさわしい法制度、対策をとってこなかった。被災地の首長がそう言っているのですよ。被災者に心を寄せてくれなかったと、本当に厳しい一つの典型ですよ。政権が変わって、今度は本当にどう変わるのか。私は政権が変わったときに、今までの、予算がついてから執行するとか、これだけ事業所が困っているときに一回解雇した人を全部戻せないという、こういう仕組みはぜひ解決すべきではないか。これやっていただきたい。そしてそのために、せつかくのこの事業の予算を残したとなったらとんでもない話なのです。そういう補助を求めている企業があるのに使えない、そのために残したなんていうことになったら、私は国の失態だと思いますよ、これは。そういうことも含めて、これは繰り返し、これは部長、今の実態も含めて、求めている企業が使いやすいように、引き続き部長を先頭に、知事を先頭にやっていただきたい。

○橋本商工労働観光部長 事業復興型の雇用創出助成、今年度の後半から申請者数が800人台に乗るようになってまいりました。しかしながら、依然として、被災地事業者の方々のお話をお伺いいたしますと、やはり再雇用のみでスタートせざるを得ないという事情もあるということも理解していただきたいということもあります。新規の雇用の2割の条件ということは、やはりネックになっているということは承知しておりますので、平成24年度におきましても、これまで、知事、副知事を初め4度にわたり、この事業を改善すべきということを強く要望してきております。これについては青森県、宮城県、岩手県、福島県が一緒になって要望活動もしてきておりますので、ぜひともこの部分を突破いたしまして、事業復興型の目指す、本来の事業目的に沿った形で事業の進捗がはかれるよう私どもも全力を挙げて改善を求めて要望してまいりたいと考えています。

○斉藤信委員 次に154ページ、155ページ、商工対策にいりますが、154ページで革新的医療機器開発創出・開発促進事業費1億4,380万円が減額補正で、これは厚生労働省の復興関連で、医大が対象で対応できなかったという説明でありました。これは総額、どういう事業費で、どういうものを岩手医科大学が開発しようとするものなのか、今後の見通しも含めて示していただきたい。

○佐々木科学・ものづくり振興課総括課長 委員、御質問の厚生労働省の震災復興の関係

で、革新的医療機器の関係ですが、厚生労働省から、岩手県では地域医療再生臨時特例基金というものがあって、そこに4年間で14億円という被災地支援の医療機器開発のお金が入っております。4年間で14億円を執行するという計画になっておりまして、今年度はスタートの年度として、ほかにはない新しい医療機器を開発するというので、仕様決定等、さまざま最初のスタートで内容を詰めるということがあって、予定した研究開発が進んでいなかったということで、この減額になっています。今年度減額した分は、翌年度以降、基金に戻って総額14億円は変わらず適正に執行する、いいものをつくっていく基金になります。

内容につきましては、岩手医科大学の持っている知見等を生かした開発をすべしと、被災地支援ですので地元の知見発動ということで、テーマにつきましては、例えば急性肝不全の血液のろ過装置、透析装置。あるいは脳内の内視鏡の開発。それから、岩手発のコバルト合金の整形用のインプラントの開発等々の6テーマを進めております。

この研究につきましては、外部の方々からも評価あるいは研究の進捗を見ていただいておりまして、例えば国立医薬品食品衛生研究所の部長、国立循環器医療研究センターの部長等々、あるいは知的財産の第一人者等々、専門の方々がこの事業の進捗をしっかりとアドバイスするという体制で進めておりますので、今年度のおくれの部分は次年度以降取り戻して、岩手から医療機器の開発を進めていきたいと考えています。

○齊藤信委員 わかりました。155 ページの中小企業被災資産復旧事業費補助、私は一般質問でもこれ取り上げたのですけれども、平成25年2月26日現在の実績が208件、7億900万円余でした。今回減額が15億9,000万円なのですね。減額のほうが圧倒的に多いわけですよ。十分にこれが活用されなかった要因、少し詳しくこれ示していただきたい。

それともう一つ、私はこれは前向きだと評価するのですが、中小企業被災資産修繕費事業費補助を今度は組み込んで沿岸で対象にすると。宮古市は私が前に紹介したように市独自で、今年度これをやっていました。これももちろん対象になると思うけれども、しかし被災は沿岸だけではないということを、私は繰り返しここで指摘をしてきた、内陸も被災者なのです。特に一関市なんかは県北よりも被害が大きいということも指摘をしましたが、なぜこれが沿岸だけに限定されたのか、そのことを改めてお聞きします。

○松川経営支援課総括課長 まず、中小企業被災資産復旧事業費補助の減額、活用されなかった理由でございますけれども、今回の復旧費については、事業者の施設の本格的な復旧を支援しようというものでございましたので、どうしても土地の関係があったと聞いております。土地を確保できなくて本格復旧につながらないと考えております。このあたりが大きな要因だったのではないかと見ています。

それから修繕費補助、今回補正で対応を考えているところでございますけれども、宮古市以外にも岩泉町、山田町、大船渡市で、それぞれ修繕費を見込む事業者があるということでございますので、それを遡及して対応したいと考えてございます。

それから内陸部への支援ということでございますけれども、今回の被災が沿岸部で非常

に甚大だったということで、まずは沿岸の復旧ということで修繕費あるいは復旧については、沿岸を対象と考えております。内陸部につきましては、グループ補助金の活用とか、あるいは制度融資を活用していただいております、まずは沿岸の復旧ということで、そちらのほうにシフトしたということでございます。

○**斉藤信委員** 中小企業被災資産復旧事業費補助、今お話があったように土地利用問題、その他で本格的な事業者の再建ができています。グループ補助もそうなのですけれどもね。だから、私は期限を切らずに、事業者が再建するまで、この事業は継続するのだというメッセージを出すべきだと。何でも期限、期限なのですよ。だから、そういう対象者がいる限り、これはやるよということをはっきりさせるべきではないか。今の時点で、これはいつまでの期限になっているのか。まちづくりの今のスケジュールからいったら、期限切れた後に再建せざるを得ない事業者がたくさんあると思います。そのことが一つ。

被災地は沿岸だけではないのです。グループ補助だって、今まで内陸も対象にしてきて、残念ながら来年度から内陸対象にならないのですよ、グループ補助は。だから、内陸の自治体のやる気というのものもあるけれども、私は県が最初から沿岸限定とやったら、やりたくても内陸はやれないわけです。内陸がやれるかやれないかは、その自治体の考えにするようにしていかないと。沿岸だけではないと。

例えば被災者生活再建支援金の状況を見ますと、これは住宅になるのだけれども、基礎支援金が対象になったのは一関市は327件です。例えば岩泉町は190件、田野畑村196件、久慈市128件ですよ、野田村451件。野田村に準じる被害なのです。これは事業所の被害額はもっと大きいぐらいですよ。だから私は被害の実態から見ても、沿岸だけに限定するというこの限定するやり方ね、私は県から限定するというのは正しくないのではないか。部長さんに私はこれお聞きしたい。こういう限定つき、期限つき、これは見直して、再建を求める事業者はすべて対象にするという、その踏み込みが国との関係でも今必要なのではないですか。

○**橋本商工労働観光部長** 中小企業被災資産復旧事業費補助の関係でのお尋ねでございますけれども、期限を区切らずにという委員の御指摘は私もよく理解しております。土地利用の関係でどうしても見通しが見えない状況にあるという被災地の実情に即して考えれば当然のことと考えておまして、しかしながら予算制度そのものは、会計年度は単年度決算原則でありますので、その年度、年度に計上するわけですが、私どもといたしましては事業創設をし、その目的がしっかりと被災地の中で機能し、果たされていくことを求めていくという姿勢で臨みたいと思っております。

それから、内陸部への修繕費等の部分につきましては、これは本委員会でも御議論いただいたことを踏まえまして、私どもも丁寧に内陸の市町村に出向いて、その状況について率直な意見交換もさせていただきました。そうした中であっては、やはりさまざまな受けとめ方がございまして、総じて申し上げますと、沿岸部の被災状況に比べるとその甚大性においては、やはり沿岸部の被災のほうはるかに大きいという気持ちを持っておられる

ということ。それから修繕費の性格からして、ある程度、今の時点で修繕が進んで、それなりの自立再建も含めて進んできているということもあって、あるいは客観的なデータとすれば、委員から一関市等の被災状況も御指摘もいただいたとおりでございます。先般の公表された経済センサス、これらの状況を鑑みますと、やはり沿岸部における被災状況をまずはしっかりと手当てをしていくことが最も求められていると総合的に判断いたしまして沿岸部に限定させましたが、修繕費は復活をさせていただいたということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○**斉藤信委員** 期限の問題は理解できると。例えばその事業の設定上、2年とか3年とかの形で予算計上せざるを得ないと。しかし、今の復興のあの状況を見たら、必要性がある限り継続が前提なのだと、そこまで踏み込んで言ったらいいではないですか。

○**橋本商工労働観光部長** 事業の必要性が認められると判断される場合には、その事業の継続について前向きに検討してまいりたいと思っております。

○**斉藤信委員** 最後ですけれども、グループ補助金についてお聞きをします。今回かなりの額の補正が出ました、177億円ですね、補助金で。これは第5次後半、第6次の申請の額を大幅に超えていると思っておりますね。私はこれはほとんど対応したいという県の意向ではないのかと思っておりますが、その見通しを示していただきたい。

○**松川経営支援課総括課長** 今回のグループ補助金の申請状況、先ほど申し上げましたけれども、5次後半で33グループ、申請金額で114億円。それから6次が8グループで、申請金額で10億円ということで、合わせて124億円です。補正予算で計上いたしましたのが177億円ということでございますので、確かに委員御指摘のとおり補正額のほうが上回っている状況でございます。

今審査中でございますので、グループの採択の可否についてはまだ決定はできませんけれども、できるだけ事業者の方たちのグループの復興事業計画を出していただいておりますので、その計画の中身をよく見て、それから私どもで支援できるところは支援をしながら、共同事業というものはどのように行われるかというところなどを御支援しながら、できるだけ多くの事業者が採択されるようには希望しておりますが、これは国の予算でもございますので、国とも調整をしながら進めていきたいと思っております。

○**斉藤信委員** これで最後です。恐らく残額が出るぐらいの補正予算だと思います。残額は、来年度80億円のグループ補助が計上されています。それに上乗せされると受けとめていいのか。

もう一つは、来年度やっぱりグループを組めないような小規模事業者、こういう人たちに対してどういう支援をするのか。また、小規模事業者に対する対策は、別途考える必要があるのではないかとと思っておりますが、これを最後に聞いて終わります。

○**松川経営支援課総括課長** 予算の性格上、残額を翌年に繰り越すことはできませんので、今回の2月補正については、今回の申請へ対応するものでございます。

それから小規模事業者への対応ということでございますが、新たな事業の創出なども要

望しておりますが、あわせて、例えば仮設店舗に入っておられる事業者に対しては、共用の資産が必要な場合にそれを補助するなど、来年度新たな事業メニューが行われておりまして、いずれいろんな事業者のニーズに対応できるようにしていきたいと思っております。

○小泉光男委員 4点手短に確認をしてまいります。

先ほど工藤委員からも御指摘あったのですけれども、東アジア観光客誘致事業、これは昨年の10月10日に、私のほうから6,000万円予算化しているけれども何でこんなにするのだという質問に対して、韓国に行くのがしかじか、台湾に行くのがしかじかということで内訳を話したとともに、まさに読売新聞で取り上げたように、台湾でのさんさ事業は復興調整費を充てるという説明をしていないのです。恥ずかしいことだと思いますよ。6,000万円、これからのせますと補正予算で上げてくることも恥ずかしいけれども、そういうことしか説明しなくて、それが読売新聞の、甚だ疑問ということで、一般のほうに振りかえて行ってきたと。この補正予算の審議、商工文教委員会とは何なのかと思って悔しいとも言えるか、むなしい思いをしております。あのときに、ここについて復興調整を充てると言わなかった戸館課長に、もう一度弁明と、それに対する部長の見解をまず確認したいと思っております。

○戸館観光課総括課長 国際観光につきまして、訪日外国人が日本全体では震災以前の水準に回復するという中で、本県ではいまだ半数程度までしか回復していない状況でありまして、そういう意味では、本県全体が震災による被害を受けた状態が継続しているものと、こういう認識のもとで復興調整費を財源として台湾、それから韓国への事業を行いたいということで、9月補正において御審議をいただいたものでございます。その際、事業費が過大ではないかという御指摘がございまして、韓国事業につきまして、金額で申し上げますと2,498万円であります。総額6,460万9,000円のうちの2,498万円に関しては国の復興調整費が採択されない状況だということで執行できない見込みですという説明させていただきました。

先ほど申し上げましたが、その際に台湾関係についても復興調整費を充てることを予定してありますと御説明申し上げればよかったのですが、思いがそこまで至りませんで、説明が不足したことは大変申しわけなく思っております。この9月補正の時点では、台湾の観光PRの事業に関しましては、沿岸被災地の団体も含めて30人程度で3団体を派遣したいということで、当初想定をしておりましたけれども、先ほど申し上げましたランタンフェスティバルの会場は50万人ぐらい入ってくるような非常に大きな会場でありますので、時間が限られた中で、少人数のグループが入れかわり立ちかわりということでは、なかなかPRの効果も薄いのではないかと現地の御助言もいただきまして、最終的にさんさの派遣ということに至ったものでございます。

事業全体として、復興の予算を使うことが不適切だったとは考えておりませんが、県民の皆様の中にはさまざまな御意見があつて、この復興の予算は、より被災地に近いところで使うべきだとの御意見も頂戴いたしましたし、さんさの派遣のみになったという結

果を踏まえて、財源を振りかえる方策をとらせていただいたところでございます。

基本的な考え方といたしましては、復興調整費に関して、被災区域に益する事業をやっていくことができるとされておりまして、岩手県の場合には本県全体が被災区域とされておりますので、私どもとしては岩手県内全体の復興を加速させるという意味でもこの復興調整費を使えるものはできるだけ活用して復興を加速させていきたいと思っているわけがありますけれども、一方ではそういったさまざまな県民の皆様の思い、御意見もありますので、できるだけそういったところにも思いを寄せながら、今後この活用については考えていきたいと思っております。

○橋本商工労働観光部長　さんさ踊りの台湾派遣にかかる事業について、本委員会でも御審査をいただいたその際に、執行部側としての説明に不足する部分があったと考えておりまして、内容を詳しく御説明をし、御議論をいただくべきところで、その辺については反省をしているところでございます。

なお、本日のこの事業については、さまざまな成果とか、意義とか、そういった部分についても御議論をいただいているわけですし、一定の成果、効果、これは本県の復旧・復興につながる取り組みになりつつあると考えておりまして、しかしながら財源の問題につきましては、より被災地に近い、あるいは被災者の方々に近い事業について執行すべきものという御意見もいただきましたことから、財源等の振りかえ、とりわけ、さんさ踊りのみに変更になったという事情もあります。財源振りかえを行った上で執行させていただいたところであります。必ずやこの事業が今後の台湾からの誘客促進、ひいては本県の被災地としての復興につながる事業としていかなければならないし、するべきだという思いでございます。

以上でございます。

○小泉光男委員　もう少し突っ込みたいところですが、次にいきます。ただ、これが読売新聞に上がったときに、県議会での承認を得ており、行政手続に瑕疵があるわけではないと書いているのですね。私は、決して県議会の承認を得た、そういう説明ではなかったのに、読売新聞にもそういった意味で不満です。説明がないままに、知らされずに通ったということだけ申し上げておきます。

2点目にいきます。緊急雇用創出事業の費用の振り分けはこちらの商工労働観光部の所管だと思いますけれども、例の山田町のNPO法人のことで確認したいのですけれども、本会議の初日で、あそこはちょっと問題だよということで、県も初期のころから認識をしていたと。それで社会福祉協議会などの担当者とともに注意しようと言っていたと、平成24年5月か何ぼと言いましたよね。ところが、こちらから緊急雇用創出事業ということで合計で4億3,000万円、山田町に行くのがその後だと前回、説明があったのですけれども、そういった意味では、問題がある法人だという部分については、何らやりとりとか、あるいは情報提供というのはなかったのでしょうか、まずそれを確認させてください。

○高橋特命参事兼雇用対策課長　先日の一般質問の中でも保健福祉部長から答弁があっ

たと記憶しておりますが、同じ県の中の組織であります、当時まだ震災から立ち上がりに向けて、それぞれの所管で目の前にある解決すべき事項に取り組んでおりました時期でございまして、県全体の中でそういった情報が共有されていなかったと認識しております。

○**小泉光男委員** 二つ目です。緊急雇用ですから一人あたり10万円とか15万円と見るべきですね、緊急に何かですから。例えば10人、譲って100人必要だということでも10人掛ける100人掛ける12カ月は一億二、三千万円にしかならないわけですよ。山田町でも緊急雇用に億も必要とする事業というのは県内でもめったにないと言っているし、常識で考えた場合もそうですよね。ましてや旭川市から来たNPO法人に4億何ぼもの緊急雇用の費用というのはおかいという部分でそろばんをはじかなくても普通はわかると思うのですけれども、なぜその4億3,000万円もの金額が疑問のないままに山田町に渡ったのかそのあたりの経緯をお聞かせください。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 確かに今にして思えば、周囲がもっと注意していればという点はございます。しかしながら、この事業は、その要綱の組み立てを含めまして市町村が企画した事業について、県が補助すると、この基金の財源をもって補助するというところで、市町村の企画を極力尊重する組み立てとしております。そういった事情から、またもう一つは、震災からの復旧に取り組む事業ということもあって、県としてはそれを認めたものと考えております。

○**小泉光男委員** 結局、先ほど斉藤委員も話されましたように、復興と名がつけば、あるいは雇用対策とか、雇用事業と名がつけば、県は確認せずに判を押してきたし、これからもそういうお金のものはざるのようにどんどん出すという宣言にも聞こえたのですけれども、部長の御所見をお願いします。

○**橋本商工労働観光部長** 復興にかかわる事業というのは、最優先で取り組んでいかなければなりませんし、発災直後に生じた失われた雇用の創出は、緊急的な課題であったと思いますし、そのための事業として市町村がさまざまな地域の実情に応じた中で事業を企画し、提案をされたと認識をしているところでもございまして、決して復興とか雇用と名がつけば無条件での認定をしないといけないし、していないと感じております。

○**小泉光男委員** この問題は、また次の委員会でももう少し詳しくお聞きしたいと思いますけれども、時間も時間ですから三つ目にいきます。

岩淵委員と工藤勝博委員も取り上げたのですけれども、グループ補助金の問題と、事故繰り越ししていく中で設備資金、土地がおくれるとか何とかでグループ補助金で充てるのですけれども、運転資金、自己資金のない方は、県の補助金、たくさん制度があるから、それを使っていくという松川総括課長が説明されましたけれども、155ページに中小企業振興費として使われるとはいいいながらも、結局使い切れずに、あるいは使いにくくて、このようにマイナスの予算計上をしているのではないのでしょうか。自己資金のない方が、こういう県の補助金をたくさん使って中小企業の振興に充てているという説明とは裏腹に、どう見ても県のいろいろな名目はあります、たくさんありますけれども、結局中小企業に

沿っていない、それから中小企業に寄り添っていないこういう制度がこのように補正予算でマイナス、マイナス、マイナスということで未消化のままに終わったと読み取りますけれども、松川総括課長、解説してください。

○**松川経営支援課総括課長** 県単の融資制度、確かにタイプがいろいろあるわけですがけれども、まずグループ補助金の活用で先ほど申し上げたもので想定しておりましたのは、東日本大震災復興資金ということでございます。低利、長期のものでございますので、今回金額の大きいのは商工観光資金とか、それから中小企業経営安定資金ですがけれども、そちらにつきましては、いわば復興資金のほうに利用が流れたことで、実際には減額となったと思います。制度融資でございますけれども、県原資を金融機関に預託いたしまして、金融機関はその何倍かのお金を積んで事業者にお貸するといったところでございます。実際に使われる金額に応じて預託しておりますので、今回減額にはなっておりますが、それはその金融機関で、実際に事業者にお金を貸すまでにならなかったということで減額ということになります。使われている資金がちょっとシフトしたというところがあって、商工観光資金とか経営安定資金が減額となったということでもあります。

○**小泉光男委員** 最後になります。124 ページで緊急雇用創出事業臨時特例基金とありますが、156 億円何がしを積み増すということですね。最近、知事は緊急雇用創出事業はもういいのだ、要らないのだという部分をいろいろなところのインタビューとかで述べられていますよね。緊急雇用は2年前からですから、もうその時期は終わって、次の安定的な創出のほうに向かうべきだとしているのですけれども、そういった意味では知事の考え方と予算の編成があべこべでもいうか、つじつまが合わないのではないかと思っているのですけれども、これについての御所見をお願いします。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 委員御指摘のとおり、来年度は現在の雇用情勢、非常に高い求人倍率等から、わざわざ事業創出という形の必要性は弱まってきたと認識しております。その意味で、緊急雇用事業の全体的な規模は縮小していこうというのが県の方針でございます。今回補正で出ましたこの基金積立金、国からの交付金の中には短期の、従来の臨時的な雇用創出する形のものほかに、一つは、先ほど若干触れましたけれども、立ち上がって業を起こす、起業支援型の雇用創出事業という新しいメニュー、これは長期雇用につなげていこうという、そちらを意識した事業でございます。そういったメニューも含まれておりますし、もう一つには、被災地おきましては、まだ支援が必要な部分もございまして、そういったところについては、引き続き事業を継続する、事業規模を確保する必要もあろうかと考えております。

仮設住宅も2年を経過して、なおその設置は続くものと考えております。そういったところでの支援事業に要する経費はきちんと確保して、それ以外の職場づくりのため、職をつくるための規模は縮小傾向に持っていきたいと考えております。

○**小田島峰雄委員** それでは、二つばかり御所見をお聞きして終わりたいと思います、お昼でございますから。

先ほど軽石委員の質疑の中で、補助金の交付問題やらNPO法人の問題がございました。その際に、軽石委員が資料提供を求めた際に、調査していない、あるいは手元に持っていないというお答えでございました。そんなのはだめですよ。この補助金交付問題というのは、あたかも市町村に全ての責任があるようなお答えは感心できません。第一義的には、それは交付先の市町村の問題でしょうけれども、県も応分の、同等の責任を負っているものと、私はそう思っています。実績報告を求めて、計画に違反していれば補助金を出さないのでしょう。そういう責任に基づいてやらなければいけないということを申し上げたいと思います。

これの一つの問題は、特定財源だからノーチェックみたいな形に軽視されているのだと思います。行政側は、特定財源があると、人の金だからチェックが極めて甘い。私は自分も経験があるからそう言っているのですよ。そういう問題がありはしまいかと、こう思うのですね。これがもし一般財源であつたら、もちろん財政主管課の査定も厳しいものになると思いますし、執行する側の問題もちきんと精査して事業執行すると思うのですね。事業規模の問題と内容の問題とかを精査してやるだろうと思いますけれども、特定財源であるがために、そのチェックが甘いという問題があろうかと思えます。

さっきの工藤勝博委員の質疑の中にありましたさんさの台湾派遣だって同じことですよ。これが特定財源、復興調整費だから、こういう事業をやられたのではありませんか。これが一般財源で、県民の血税で事業を行うとなれば、当然中身はもっともって精査してしかるべきだったと思いますし、規模の問題もチェックが行われたと思うのです。復興調整費だから、特定財源だから安易にあの事業をやってしまったということがないかどうか。今後の問題、行政の体質が改善されない限り、こういう事案というのはたくさん出てくると思いますよ。そういうことを考慮してやるべきと思いますが、この御所見をお聞きして私は終わります。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 ただいまの委員の御指摘を真摯に受けとめて、緊急雇用事業につきましても、県においてよりきちんと内容精査して取り組んでまいりたいと考えております。

○戸館観光課総括課長 今回のさんさの派遣に関してでありますけれども、ただいま申し上げておりますように、外国人観光客の入り込みがなかなか容易に回復しないということで、これは相当程度インパクトを持ったPRをしないと回復には向かわないだろうという考え方のもとでの理由でありましたが、復興の予算を使うことに関しては、さまざまな御意見を今回頂戴いたしましたので、そういうところにも思いを寄せながら検討してまいりたいと考えております。

○松川経営支援課総括課長 先ほど岩渕委員のほうから、グループ補助金の繰り越しの額につきまして御照会がございましたので、今御報告いたします。

まず平成23年度の事業者、50者と申し上げましたけれども、これの繰越金額が54億2,948万円余でございます。それから、平成24年度の事業者でございますが、この繰越金

額が 130 億 1,641 万円余でございます。

以上でございます。

○熊谷泉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なお、先ほど軽石委員から御指摘のあった資料につきましては、後ほど委員の皆様方に配付させていただきます。御了承を願います。

ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定をいたしました。

この際、昼食のため 1 時まで休憩をいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 69 号緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 条例議案について御説明いたします。議案（その 4）、6 ページをお開き願います。

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例でございますが、便宜お手元にお配りした資料に基づき御説明させていただきます。

第 1 に、改正の趣旨でございますが、この条例の有効期限を平成 30 年 3 月 31 日まで延期しようとするものであります。

次に第 2、条例案の内容でございます。点線箱囲いの中、③でございますが、国の補正予算成立に伴い、基金の管理及び運営について国が定めております平成 24 年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱及び緊急雇用創出事業実施要領が改正されまして、緊急雇用創出事業の実施期間が平成 29 年 3 月 31 日まで延長されることとなり、精算期間を含めて、その条例の有効期限を平成 30 年 3 月 31 日まで延期しようとするものであり、公布の日から施行しようとするものであります。

説明は以上です。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**斉藤信委員** 先ほどもこれは聞きましたので確認ですけれども、先ほどの答弁では、今度の156億円の補正を含めて平成25年、26年までの事業だということでした。平成30年までということは、精算期間を含めての設定という理解でいいですか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** この緊急雇用創出事業の中に幾つかのメニューがございます。事業を創出して雇用を創出する一般に行われている震災等緊急雇用対応事業、これは今回平成26年度末まで延長されました。そのほかに同じくこの基金事業で行われております事業復興型雇用創出事業、この事業終期が平成29年6月末まで延長されました。県事業による精算期間を見まして、最終の期限を平成30年3月31日と改正するものであります。

○**熊谷泉委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**熊谷泉委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**熊谷泉委員長** 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**熊谷泉委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○**軽石義則委員** 職業訓練の状況と課題について1点お伺いします。職業訓練校、産業技術短期大学校を含めて専門学校の就職率は当然高まっておりますけれども、県内就職率が平成21年度は72.7%、22年度が69.1%、23年度が60%ということで、県内就職率が下がってきている傾向にあります。この原因等について御説明を願いたいと思います。

○**猪久保労働課長** お尋ねの県立職業能力開発施設での就職状況、特にも県内就職率の低下ということでございますが、今年度、最新の平成25年1月末現在での就職率でございますけれども、96.3%でございます。前年同月比で2.7%ふえてございます。御指摘のありました県内就職内定率に関しましては、70.2%、対前年同月比で9.3%上昇している状況でございます。

前年度、震災のありました年度でございますけれども、県内での就職の求人状況が、出足が遅かったということが一つ影響してございます。平成23年度にはその影響で県外の求人のほうに呼応して県内の卒業生がそちらのほうに流れたという原因がございました。今年度につきましては、その反動ではないですが、県内の企業の経営状況が上向いているようなことを背景にいたしまして県内での求人の出足が早かったことで、今年度につままし

ては前年度を上回る状況で、現在推移している状況でございます。

○**軽石義則委員** 平成 24 年度は上向きに来ているという内容ですが、コースが各種設定されていると思いますが、コースによっても県内の就職率の違いというものがあると思います。最も県内就職率の高いコースは何で、県外に就職をされているコースは何かわかれば示していただければと思います。

○**猪久保労働課長** 県内での就職率が高いコースでございますけれども、高等技術専門学校では自動車システム科、建築科ともに県内就職が良好な状況でございます。それから、産業技術短期大学校におきましては、本県に産業が根づいていないと思われる、本校で言う産業デザイン科、それから情報技術科、こういったところが県内で就職が苦戦しているという状況でございます。

○**軽石義則委員** 今後の復興を加速する上で必要な人材、人手不足産業を特に支えていく人材育成は必要であるという思いでございますので、コースはこれまでと同様の考え方ではなくて、そのときに必要なコースを設定するぐらいの思いで、これまでもお願いをしておりますけれども、さらにコースのあり方などを含めて検討した上で、県内就職を高めしていくことは復興後の岩手県の雇用状況を考えてもプラスになっていくものと思いますので、それらについての所見があればお伺いいたします。

○**猪久保労働課長** 委員御指摘のとおり、本県の産業人材育成という視点で、県立職業能力開発施設を設置運営しておりますので、県内に必要な人材を供給すべく、コースの見直しについてはふだんに見直していくという姿勢で現在やっておりますし、今後ともそういう体制で考えて施策の執行をしてみたいと思います。

○**軽石義則委員** では、ぜひよろしくをお願いします。

次に、2 点目に入ります。一般質問でもお聞きをいたしましたけれども、県の事業の中で、特に就業支援にかかわる非常勤職員と委託事業における雇用の状況をお聞きしました。部長からお答えをいただいて、最後ちょっとルール上、さらに質問ができなかったものから、きょうここで聞きさせていただきますけれども、非常勤職員の就業支援員と、委託事業における就業支援員の業務に違いはあるのかないのかをまずもう一度お伺いいたします。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 非常勤職員の就業支援員でございますけれども、これは主に管内の高等学校への新卒者対応の支援でありますとか、企業訪問による労働問題の相談対応等を行っております。一方の委託事業における雇用者でございますが、これは本県ではジョブカフェいわてを民間企業に委託しております。その中心的な業務はキャリアカウンセリング、そのほかにさまざまな求職者に対するセミナーの開催等を行っております。そういった意味では、内容は異なるものと考えております。

○**軽石義則委員** 内容が異なっているとしても、就業に結びつける業務とすれば同じように、最終的に目的は一緒と考えるわけであります。県の非常勤職員におきましては地方公務員法によって 12 カ月の契約ということで継続もできるということでありましたし、委託

事業については、その提案内容によって最良のものを選んでいきますというお答えでした。ジョブカフェ岩手などを見ましても1年の雇用契約ではジョブカフェいわてが果たしている役割というものは、私も行って見ましたけれども、非常に貴重な役割を果たしていると思っております。であるとすれば、やはりその技術ですね、カウンセリング、これは1年ですぐできるようなものでもありませんし、それなりの資格も取ってやられているようでございます。であるとすれば、安定した雇用状況において事業を継続していくべきと考えますが、その部分についてはどのようにお考えかお示しを願いたいと思います。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 一般質問でもお答えしておりますとおり、そして今委員から御指摘がありましたとおり、キャリアの積み重ねによってそのスキルも徐々にアップしていくという意味では、極力長い業務従事が望ましいと考えております。しかしながら委託事業におきましては、どうしても契約という意味で、長期契約ができない形態、現在の制度上の制約もございますので、仮に長期に契約することが望ましいとしてもそうできないやむを得ない事情と考えております。

○軽石義則委員 委託先は民間であって、改正労働契約法が適用されるわけですね、今後。そうなった際に、県の事業でその法が執行できないのだとなった場合に、県はどう考えるのでしょうか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 法の適用については受託事業者の中で適正に対応していただくことをお願いせざるを得ないと考えております。

○軽石義則委員 それは委託事業は1年で、雇うほうは継続できるかできないかは、そちらの責任でやってくれということなののでしょうか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 端的に申し上げますと、そういう結論にならざるを得ないと考えます。

○軽石義則委員 今、有期雇用の労働者は、報道でもあるとおり増加傾向にありますし、その処遇を改善しなければならないということで、この法律が改正をされているわけがあります。県の事業によって、その趣旨がなかなか通りづらいとすれば、民間においてそのような状況が発生しても、県もやっているのではないかと問われた場合、どのような対応をしていくか、民間の皆さんは法を遵守しようとして一生懸命努力をしているのだけれども、県はシステム上、制度上、それ以上ないのだという言い方で逃げられるかもしれませんが、民間はそういうことはできないわけです。ましてや雇用をいかに拡大して、安定化させていくかという課題を、今社会全体として抱えている中であって、そういうようなことであれば、当然民間に対して指導もできないでしょうし、法律が改正されたとしても何ら意味を持たなくなってくるのではないかと思いますけれども、部長、そのところについてどのようなお考えでしょうか。

○橋本商工労働観光部長 まず、地方公務員法等に基づいて、県の場合は任用ということについては、一般質問でもお答えしておりますけれども、改正労働契約法の趣旨に基づきまして、例えば県の非常勤職員の任用の方法等の検討も視野に入ってくる場合もあろうか

と思います。この場合においても非常勤職員は地方公務員法に基づいて任用してきておりますので、それに基づいて、現在適法に対応しているわけですが、労働契約法の改正に伴いまして、地方公務員法等の各法令が改正された場合、こういった場合には、それらに基づき適正に対応していくことになると思われませんが、そうでない限りにおいては、先ほど高橋特命参事が答弁したとおり任用していかざると得ないものと考えているところでございます。

○**軽石義則委員** 法律に基づいてというのであれば、法律ができた趣旨をやはりきちっと踏まえた仕事をつくっていくことも大事だと思っております。地方公務員法をどのように改正していけばこの労働契約法と適合していくのかという部分も考えていってもらえば、民間がこれからやらなければならない課題が多いわけでありますから、参考にもなっていくと思いますので、これらについては、今後さらにまた私もいろいろなところの状況も調べたうえでお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、ぜひ法律の趣旨にのっとった県の事業のあり方、業務のつくり方というものをお願いして終わります。

○**小西和子委員** 私からは観光のことで、ゆるキャラのことでちょっと質問させていただきます。地域医療確保対策特別委員会で群馬県に調査に行っていました。群馬県は、都道府県別地域ブランド調査というので最下位という不名誉な、そういうことに甘んじた県だということなのですが、ゆるキャラで反転攻勢をしようということで、前年度は 18 位だったものを何とか 3 位以内に入ろうということですのですごい運動を展開して、3 位に入ったということなんです。

何でそんなにゆるキャラでグランプリ上位をねらうのかというと、効果が大きいからだと言われております。例えば前年の 1 位だったくまモンは前年比 11.5 倍、293 億 6,200 万円に売り上げが達したということ。それで、知事が言うには、熊本県の PR まで考えると、効果は年 1,000 億円ぐらいになると思うと話をしております。

それから、前にひこにゃんのこと話をしたのですが、ひこにゃんは 2007 年の築城の 400 年祭のときには何と約 338 億円で、ふるさと納税にも貢献しているということを知りました。

ぐんまちゃんもありましたし、実は私、個人的に長崎に行ったのですが、長崎空港にくまモンがあったのです。何でくまモンというと、「長崎に出張中」とかいうのが張ってあって、長崎県にも進出しているということで驚いたのです。どうしてそんなことを言うかということ、きょうの岩手日報の記事、盛岡タイムスにも大きく載っていましたけれども、わんこきょうだいが安全祈願祭だというようなことでありました。私も偶然に東京駅のグラスタで、平井担当課長もいらっしゃいましたけれども、わんこきょうだいに会ったのですよ。ちゃんといろのだなとか、働いているのだなと思ったのですけれども、ぜひわんこきょうだいだけではなくて、岩手県の中には、ゆるキャラですごく人気が出そうなのもありますので、そういうことで発信することも岩手県の観光を高める一つの手かなというふうに思いました。

観光にかかわってもう一つ、私はタクシーの運転手さんに、「先生、平泉といたら何が土産なのですか」と聞かれたのです。先日、県外から来たお客さんに答えられなかったのですよと。私も答えられない。平泉に餅はあるけれども、土産としてこれというものを答えられなかったのです。隣の県の萩の月が一番売れているという話も聞いたことがあったりしますので、そういう取り組みも大事だなと。私は役目だと思って、県外に出たときには必ず土産品を見ます。すごいと思う土産品を各県、取りそろえておりますので、そのあたりよろしくお願いします。

ゆるキャラと平泉の土産について御所感があつたらお願いします。

○戸館観光課総括課長 わんこきょうだい等、どのように外向けによりPRしていくかということだったと思いますけれども、一例を申し上げますと、委員ごらんいただいた着るみですが、今年度さらに5体を作成をいたしまして、今までは県外事務所等でいろいろなイベントがあるときにも、県庁からその都度送って使ってもらう形をとってきたのですが、イベントも結構頻繁にありますので、県外事務所に常置できるようにしました。それから今月、これからになりますけれども、首都圏それから関西圏のローカル番組でも取り上げていただく予定でございます。

それから、当初わんこきょうだいに関しては、キャラクターの使用の説明をいただいた際に、基本的には営利目的ではなくて、公共的な目的にのみ使っていただきたいということでしたが、やはり民間の商品としてどんどん取り上げられないとなかなか普及しませんので、今はそういうものもフリーといいますか、申請はしていただきますけれども、基本的には認めるということにして、徐々にそういった商品も出てきております。そういった形で、今後ともゆるキャラのPRについては民間も力もかりながら努めていきたいと思っております。

平泉の土産についての話もありましたが、これは平泉に限らずですけれども、県内各地にさまざまな土産品がありますし、観光パンフレットの中にはそういったものを掲載してPRしているわけですが、特に平泉に関しては、食ですとか、あるいはクラブ関係、対外的ですけれども、等がありますので、そういったものを私どももしっかりと外向けのPRに努めていきたいと思っております。

○小西和子委員 わんこきょうだいのこれを、申請はするけれどもフリーにしたというところはすごくいいと思います。くまモンもそういうことで爆発的にふえていったとか、ぐんまちゃんもそうなのかな、そういうことを聞きましたので、今後ぐんぐん伸びるのではないかと期待しております。

以上です。

○斉藤信委員 では、私は山田町のNPO問題でお聞きしたいと思います。きょうせっかく資料が出たのに、まともな説明がないというのは私は極めて不誠実だと思いますね、裏表で出ているのだからきっちり説明すべきではないですか。まず、資料の説明を求めます。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 お手元に配付してあります予算関連資料として配付し

ております山田町の緊急雇用創出事業にかかる補助金の取り扱い等について説明させていただきます。

1として、平成24年度補助金の取り扱いについてでございますが、県は平成24年度の補助金交付契約に挙げる事業のうち、既に事業が終了した山田町災害復興支援事業、これが問題になっている事業でございますけれども、この事業について今後山田町から提出される実績報告書の調査を行い実績額を確定して、その額を町に通知することとしております。おおよその予定でございますけれども、今月上旬には山田町からの実績報告書の提出を受け、中旬にはそれに関する県からの調査を行い、確定させていく予定としております。裏面をごらんいただきたいのですが、よく国庫補助金の返還をさせるのかという質問を受けるのですけれども、その概要を図にあらわしたものでございます。

現在、山田町と契約しております補助事業は35事業、総額12億2,500万円余でございます。内容としては、山田町災害復興支援事業ほか34事業がございます。この事業12億円余に対しまして、交付契約に基づきまして既に県から前金として7億1,500万円を山田町に対して交付済みでございます。

今後これらの補助事業について、順次事業終了とともに実績の確認を行ってまいります。その実績の確認の結果、補助対象事業は少なくなるであろう、実績で若干減少する、あるいは山田町災害復興支援事業につきましては実績による減少、場合によっては補助対象外になるもの、要は内容が確認できない支出、あるいは目的外の支出等は補助対象外でございますので、こういったものを除外した、この図でいいますと補助対象A、及びその他の34事業のうち補助対象B、この総額が既に前払いした7億1,500万円より多い場合は、県は補助金確定に伴う支払い残として、その差額を町に交付することとなります。反対に補助対象額AプラスBが既に前払いしている7億1,500万円を下回った場合は、前金払いが超過しているということで、その差額を今後町に返還請求を求めることとなります。

なお、この前金払いは、どの事業に幾らという個別の事業に充てる形での前金払いではなくて、あくまでも35事業、12億円全体に対する前金払いという形で支払いをしているものでございます。これが今後の補助金の取り扱いについてでございます。

前回平成25年1月22日の常任委員会場で、一度報告させていただいておりますが、その後の主な動きについても、ここで若干触れさせていただきます。まず第一に、県が責任を持って対応していくべき事項としています従業員への対応の部分についてでございますけれども、まず一つ未払い賃金の立てかえ払い制度の適用で、これは12月、既に労働基準監督署に対して、国の未払い賃金立てかえ払い制度を適用するための事業主の事実上の倒産の確認申請が出されておりました。2月15日付で監督署からNPO法人を事実上の倒産状態と認定したという申請者に対する通知が出され、今後未払い給与総額の約3,900万円の8割が国の制度の適用でもって立てかえ払いされることとなっております。

二つ目に、宮古・下閉伊地区合同企業説明会、そして就職面接会の開催でございます。平成25年2月14日に県及び地元、雇用関係機関の共催によりまして、合同企業説明会、

面接会を開催したところでございます。時期がちょうど山田町での突如の解雇があった直後でございましたので、極力参加企業を山田町から募り、その再就職のための機会にしようと考えておりました。結果的に、参加企業 29 社、うち山田町所在企業は 4 社でございまして、参加求職者は、大雪りばあねっと。関連解雇者に限定した内容の把握はできておりませんが、全体で 61 名であったという状況でございます。括弧書きで就職件数は集計中と書いておりますが、その後の確認で、参加者 61 名のうちハローワークからの紹介を受けた者 11 名、採用決定した者 3 名、現在なお未確定の者 4 名という状況でございます。

二つ目といたしまして、事業の適正実施に向けた対応でございます。去る 3 月 1 日、盛岡市の水産会館で、緊急雇用創出事業にかかる県、市町村担当者の会議を開催いたしました。内容といたしましては、平成 24 年度末における、今後行われる事業完了検査、そして同様に平成 25 年度事業計画の申請、あるいは市町村等におきましては、契約手続にも順次入っていくことと考え、その前に事業実施に当たり留意すべき事項として、県本庁、広域振興局、地域振興センター、そして市町村の担当者が必要な事務処理のポイント及びその考え方を再確認するという趣旨で開催したものでございます。

三つ目、第 3 に事実関係の解明状況についてでございますが、既に新聞報道等で御承知のことと思っておりますが、山田町の調査第三者委員会において、内容の解明を進めるということと取り組んでおったところでありますが、平成 25 年 2 月 25 日に第 3 回目の会合を開き、関係者からの聞き取りを終了したと聞いております。会合終了後、第三者委員会の委員長からは、使途不明金の調査には限界があることから、3 月中をめどに報告書をまとめる方針が示されたと同っております。

説明は以上でございます。

○**齊藤信委員** 今は説明の時間ですから、これから質疑に入ります。それで今の説明に関して、まず先にお聞きしますけれども、未払賃金の立てかえ払い制度で 3,900 万円の 8 割ということですが、3,900 万円の算定根拠はどうなっているのですか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** これまでの未払い分として、平成 24 年 11 月分実績で 12 月 17 日に支払われる予定であったもの、ここから未払いが始まっております。しかし、12 月 17 日支払い予定分につきましては、その一部 1 人 5 万円と聞いておりますが、支払われた従業員もあります。この一部支払いを除いた 12 月 17 日に支払われる予定であったものが一つ。12 月 1 日から 12 月 10 日までの実績分が二つ目、12 月 11 日からは大半の従業員が自宅待機となっております。この待機手当が三つ目、これらの合計額がその内容となっております。

○**齊藤信委員** これは、恐らく解雇手当の 1 カ月分も入るのではないですか。解雇手当の 1 カ月分が入らないとおかしいと思うけれどもね。それと 7 億 9,000 万円の事業費の中には、3 月までの人件費が入っているわけですよ。いわば国のお金は 3 月までの人件費がもう支払われる前提になっているわけですよ、少なくとも山田町は 100%前払いしていますから。山田町と NPO 法人との関係では 3 月までの人件費が払われていると。払われて

いるお金が支払われなかったら、これはどうなるのですか、横領になるのですか、使い込みになるのですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず第1点目、この立てかえ払い制度につきましては、解雇手当は対象とされておりません。

二つ目、3月までの人件費が算定上入っていたけれども払われなかった分でございますけれども、補助金の対象からは外されます。山田町とNPO法人の関係につきましては、どういう法的な問題が生ずるかは詳細がわかりませんので、正確なる法律的な適用の問題になりますので、答弁は控えさせていただきます。

○斉藤信委員 それでは、平成24年度分で支払われた賃金総額は幾らですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 平成24年度分支払い内訳の総額については、現在手元に資料がございません。申しわけございません。

○斉藤信委員 すぐに出してください。大事な議論をしているのですから。

私は、平成23年度から不正があったと思いますよ。これは繰り返し私は指摘をしてきました。平成23年度、これは平成24年1月に入るのですけれども、このときに1億6,900万円の第5回の契約変更がやられています。このときに雇用増なしなのです。社会保険料、その他が未払いだったから補填したのですよ。実は12月の補填も5,000万円かきり、これも雇用関係なしの事実上、未払い分の補填だったと町の担当者は述べています。平成23年から使い切って、補填もしてきたと、そういう事実を把握していますか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 実績の算定の中で不足が生じたために増額の計画変更が出されたと聞いておりますが、それが未払いの補填とは聞いておりません。

○斉藤信委員 では何と聞いているのですか。1月の1億6,900万円は何だったのですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 年度末までの年間の事業費を精査した結果、不足が生じるための事業費の見直しと認識しております。

○斉藤信委員 おかしいでしょう。事業費は決まっているのですよ。不足なんか出るわけがないのですよ。事業費の範囲でやるのが委託事業でしょう。あなたの答弁は全然おかしい。不足が生じたから補正した。平成24年度もそうなのですよ、使いきったから補正してくれという要望をした。私は平成23年からそうなっていると思いますよ。これはもう町の担当者もそう言っているのだから。一つ一つきちっと正確に事実を把握してください。

それで、私は本会議でも、実はもう平成23年5月2日の段階で、NPO法人大雪りばぁねっとは、問題を指摘されていたと指摘しました、5月2日の段階ですよ。5月2日に県の社会福祉協議会の専務理事、県の地域福祉課総括課長、全国共同募金会の担当者、3人がわざわざ町長に直訴に行ったのです。なぜ行ったか。全国から駆けつけたボランティアから、毎日のように県社会福祉協議会に苦情が来たのです。NPO法人大雪りばぁねっと。と軋轢を起こしていると。本来、ボランティアというのは自己完結型だけれども、勝手なものを買って、それを社会福祉協議会に請求している、これはボランティアにあるまじき事態だと。5月2日の時点で毎日のようにそういう苦情がきたから、県の社協の専務がわ

ざわざ町長にいかがなものかと、このNPO法人は北海道に帰ってもらったほうがいいですよと率直に指摘したのですよ。だから、もう5月2日の段階でそういう状況が現場にはあった。しかし、その忠告を無視して、逆にこのNPO法人だけを重用して、その後、雇用対策事業をどんどん拡大していった。逆に、まともなNPO法人は行かなくなった、まともなボランティア団体は行けなくなった、この事実は把握していますか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 私どもで把握している内容でございますけれども、苦情の有無については承知しておりませんが、5月2日に不明確な機材の購入経費の請求等のケースが認められた等の理由により県社会福祉協議会及び県の社会福祉協議会を所管する総括課長、もう1名の3名で山田町を訪問したということは聞いております。

○斉藤信委員 それはいつ聞いたのですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 私どものところでその内容について承知したのは今年度に入ってからでございます。この問題が生じた以後でございます。

○斉藤信委員 第三者委員会のコメントでも、このときが最初のターニングポイントだったと。県の社会福祉協議会の専務理事がわざわざ直訴するというのは、かなり重大なことが起きていたと。そのときにその忠告を無視して、逆にこのNPO法人に、その後ですよ、緊急雇用対策事業1,500万円、それから4億3,000万円までふやした。

私は、第二のターニングポイントは無料入浴施設だったと思います。無料入浴施設について、いいですか、これはリースだから認めるという話をしているのは、平成24年になってからですよ。この年の9月にNPO法人は岡田代表の名前で、盛岡の建設会社に1億2,000万円余で工事を発注しているのです。同じ9月に宮古土木センターに建築確認申請を出しているのです。NPO法人にそんなことができますか。まず、ここから聞きましょう。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 建築工事の発注及び建築確認申請でございますけれども、緊急雇用創出事業の中でという意味では、その受託者は建設工事、土木事業等認められないこととなっております。その事業費を使つてのそういった建設事業はできないこととなっております。

○斉藤信委員 私はもう一つ聞いたのですよ、9月に宮古土木センターに建築確認申請が出ている。11月に許可を出しているのです、こんなことはあり得ますか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 先ほどの県社会福祉協議会の話と同様でございますけれども、当時の建築確認申請につきましても、受領者は県でございますが、よもやこういう内容ということは想定しておりませんで、その建築確認申請の受領及びその承認そのものについては、その時点では適切に行われたものであったろうと考えております。

○斉藤信委員 NPO法人の代表が建築確認申請をすること自身できないことでしょう。50万円以上の建物について建築確認申請なんていうのは本来そういうことはできないことになっているのだから。違いますか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 雇用創出事業側に立って見れば、この事業の中で建築確

認申請をするような行為、その経費の支出は認められるものではございません。しかしながら、建築確認にかかる手続を所管するサイドに立てば、その建築確認申請そのものはNPO法人が申請者となることも何ら支障のないことであろうと考えております。

○**斉藤信委員** 発注元だから、主体者だから建築確認申請をするのですよ。何をつくるために建築確認をするのですか。あり得ないでしょう。NPO法人だったらそれ自身できませんよと答えるのが県の対応ではないですか。それが当たり前ではないですか、そんなこと。違いますか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 繰り返しになりますが、雇用創出事業の中で、NPO法人が建設事業を、その事業費を使って発注すること。当然それに附随する建築確認申請も事業費の執行としては認められないものであります。

○**斉藤信委員** もう一つ指摘しますと、この大雪りばあねっと。は、平成23年11月に盛岡市の建設会社に、災害ボランティアセンターの改修工事を発注しています。2,710万円です。これも許されませんね。私は二重に許されないと思いますよ。災害ボランティアセンターといったら山田町の公有営施設ですよ。山田町の公有施設を勝手に改修するなんていうことは、本来工事の発注もできないけれどもね、山田町の公有施設を勝手に改修するなんていうことはあり得ますか。あなたもこの事実を確認していますね。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** これも先ほどと同様に、緊急雇用創出事業の事業費の執行として改修工事を行うことは認められません。

○**斉藤信委員** だから、大雪りばあねっと。はやってはならないことをやったのですよ、無料入浴施設でも、そのほかのことで。そのやってはならないことを認める口実が平成24年4月19日から5月7日にかけて行われた。これは山田町の文書ですけれども、4月19日付の受け付けで、町長の決裁が4月23日になっていますが、県からこういう電話があったと。先日完了検査を行った。3日間では検査しきれなかったもので、大雪りばあねっと。については持ち帰り、精査を行った。宮古地域振興センターで判断が難しかった御蔵の湯について、工事設計書の写しを県庁に送付し、判断を仰いだ。その結果、御蔵の湯4,276万円余は、建設土木事業に該当するため、補助対象外となる旨、県庁から回答があったので連絡する。4月19日付の電話で、宮古地域振興センターの主事からこういう連絡があったと、事実ですか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 山田町の開示文書にそのような記録があることは承知しております。

○**斉藤信委員** いやいや、事実かどうか聞いているのです。これは県が電話したのですよ、これ。あなた確認していないのですか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 発言の文言内容については承知しておりませんが、電話をした、連絡をとったということは確認しております。

○**斉藤信委員** だから、4月19日に電話があったときには、この御蔵の湯は建設土木事業に該当するので補助対象外だと、まともな判断だった、当初は。ところが、5月7日に

なると変わるので。平成 23 年度の緊急雇用創出事業について、山田町が N P O 法人大雪りばあねっと。に山田町災害復興支援事業を委託しております。御蔵の湯の整備費用について、4 月 23 日に建設土木事業に該当するため補助対象外にするという岩手県の判断について協議したところですが、このほど交付契約に沿った形での処理を進めようと宮古地域振興センター内で詰めている旨、回答がありました。その処理に伴って、県から確認事項が示されましたので、別紙のとおり回答してよろしいか伺います。

確認事項というのが詳しく出ております。どういう口実で御蔵の湯を認めるのかと。いわば、最初は認められないと言ったのが、認めることができる、となったのですよ。同計画の中で御蔵の湯のレンタルリースも予定されていますと。御蔵の湯はリース物件であります。その組み立てには専門性を要することから、業者に依頼して組み立て作業を行ったもので、その特殊性から組み立て及び解体完了までがリース経費の範疇に入るものと考えております。よって委託事業の範囲であり、県の補助事業範囲内です。一定期間が経過すれば、株式会社オールブリッジに返還することから、現時点での所有者は株式会社オールブリッジとなります。こういうつじつま合わせが、平成 24 年 5 月にやられているのですよ。おかしいではないですか、これ。県がかかわって、こういうこじつけをして、認められないものを認めたということになりませんか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 2 点お答えいたします。

まず第 1 点、県が補助事業の建設土木事業に該当するため補助対象外となると決定したという点で御指摘でございますけれども、この山田町の記録は、県内部の検討途中の内容が誤って町に伝えられたものでございまして、この時点で決定した事実はございません。

第 2 点ですが、ただいま御指摘がありました 5 月 7 日付の山田町の起案文書に添付されております確認事項に係る文書でございます。これは県側から、こういう形で整理しましょうという提案をした文書ではなく、委託契約に関する質問を山田町に送付し、山田町の起案文書の中で回答欄が埋められた文書が開示となっているものでありまして、県からその内容についてどうこう指示をしたものではございません。

○斉藤信委員 少なくとも、私が最初に紹介した 4 月 19 日の段階では、これは認められないという認識だった。そして、4 月 23 日に宮古地域振興センターと詰めて、それは山田町が書いたかもしれないけれども、これは宮古地域振興センターに確認して町長の決裁をもらっているのです。県が確認しないものを決裁しますか。これは補助対象になるか、ならないかという深刻なやりとりですよ。

それで、そもそも無料入浴施設は、さっき私が言ったように N P O 法人が発注してつくったのですよ。そして、リース物件なら認めるというけれども、リース会社は全くのトンネル会社ではないですか。N P O 法人の関係者のたった一人のトンネル会社ですよ。この通帳は、みんな岡田代表が持っているのですよ。いわば実態がないリース会社を勝手につくって、そこの所有のように見せかけて、できない入浴施設を認めてしまったということになりませんか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 委員から御指摘のありましたNPO法人が建設工事を発注した施設であること、あるいはリース会社は実態がなく、そのリースの事実がないという前提に立てば、この内容については緊急雇用創出事業の対象外となるものと思われま

す。
○斉藤信委員 それで、私は一般質問でも聞いたけれども、県が平成23年12月と平成24年3月に指導しているわけですよ。経理が極めてずきんだと、この実情はいつ、どういう中身でわかったのか。ところが、完了検査でなぜそれが通るのですか。平成24年度だって、伝票がない、現金出納帳がないですよ。伝票も現金出納帳もないものをあなた方はどうやって完了検査で認めたのですか。きょうのあなた方の資料の中で、完了検査について書いているでしょう。こう書いていますよ。帳簿等の調査によって、補助事業はこの契約に適合すると認めるときは実績値を確定し、乙に通知すると。平成24年度の伝票も通帳もなかった。平成23年度はあったのですか、どうですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず、平成23年12月と24年3月の検査の経緯でございますけれども、平成23年12月におきましては、今後の検査に備えられる帳簿等の整理を行うようにという指導を行ったこと。平成24年3月は、間近に迫った完了検査に向けて、その事前の検査の確認作業を行ったということでございます。

次にもう一つ、平成23年度事業の完了検査において帳簿類があったのかという御質問でございますが、ございました。

○斉藤信委員 ございましたと言うけれども、伝票があったのですか、どういう通帳があったのですか。平成23年度は不足払いをしているのですよ、実際には。あなた方は、平成23年12月と平成24年3月に指導したとなっているのですよ。単なる事前指導ではないのですよ。高いものを買っている、帳簿がないと指摘しているではないですか。あなたの答弁は違うよ、実際。いつの時点で、どういう事実を把握したのか。本当に平成23年度は帳簿があったのか、伝票があったのか、はっきり教えてください。平成23年度は再調査になっているのですよ、再調査したのですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず第1点、平成24年3月の検査でございますけれども、そのとき支出内容について、その証拠となる領収書、あるいは振込依頼書の提示を求めた際に、それが提示できないという状況でございました。いわゆる関係帳票が整理されていないという状況でございました。その後、完了検査の時点で、それらは整理されていたということでございます。

次に、平成23年度の再調査についてでございますけれども、その後、再度確認事項等ございまして、調べておりました聞き取りを行った結果、明確な回答が行われないこと、あるいは、その中で初めてリース会社であるオールブリッジの登記事項を確認し、その役員の状況を把握したことから、改めて調査することとしたものでございます。

○斉藤信委員 最初に答弁がないのです。平成23年12月、平成24年3月に指導したときに、具体的な事実を指摘しているのですよね。一人数万円の制服を買ったとか、帳簿書

類がなくなったとか、そういう事実をいつつかんだのかと聞いているのです。それは平成23年12月なのですか、12月につかんで、その場で指導したということなのですか。

それと、そもそも私は、大雪りばあねっと。が無料入浴施設、発注だけで1億二千数百万円ですけれども、あれだけ大きな施設、当時は10人の採用が、平成24年度は44人ですよ、無料入浴施設で、膨らませて、膨らませて。その所有者がだれか、そういうことも調べないでこの事業は1年間通してしまったのか、私は不思議でならない。

第三者委員会の宮古短大の先生も、県のチェックはどうだったのだと。雇用対策事業のあり方が問われているのではないかと、こう指摘していますよ。県はなぜそういうことがチェックできなかったのかと。私は一つ一つ積み重ねられた事実に基づいて、きっちり県の関与、県の責任、チェック体制、しっかりみずから解明すべきと思いますけれども、いかがですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず、いつ、どういう指摘をしたのかというお尋ねでございますけれども、前回の委員会でも御説明いたしましたけれども、平成23年12月の際には、今後検査が行われることを前提に、きちんとした帳簿等の整理をなさいという指導とあわせて、事業費の執行につきましては、そのグレード等、経費が公費で賄われていることを認識して適切なレベルのものを最小限の額で事業を行うようにするという指導を行ったと記憶がございます。

平成24年3月でございますけれども、先ほども申しましたとおり、証拠書類の提示を求めた際、それが提示できない状況でございました。要は、領収書等がきちんと整理、編綴されていない状況でございましたので、これでは完了検査ができないので、きちんと整理するようにという指導を行い、その結果、完了検査の段階で、それらの提示が行われたということでございます。

2点目、県の関与、監督の御指摘でございますけれども、午前中、小田島委員からも御指摘をいただきましたけれども、県の補助事業であることにかんがみ、県におきましても事業の執行状況については注視していく必要があると考えております。

○斉藤信委員 もう時間ですから最後にしますが、私はこのNPO法人の定款を見ましたけれども、海岸での遺体捜索なんかNPO法人の仕事になっていない。河川、山岳地帯での救助活動ですよ、このNPO法人の目的は。そこに対して、600万円ぐらいの仕事しかしていないのに、そこに対して平成23年に4億3,000万円の仕事を委託する、今年度は7億9,000万円の仕事を委託する。県として、せめてNPO法人の実態ぐらい把握すべきだったのではないのか。実態のない、実績のない、問題が指摘されているこういうNPO法人に対する委託事業を何のチェックもせずに認めてきたのは県にも責任があるのではないですか。

あともう一つ聞きますけれども、平成24年度は伝票も通帳もなかった。今見て、平成23年度は、本当にしっかり経理されていたのですか。私は同じだったと思いますよ、二度も不足分を使い切って補填しているのですよ。今の時点でどうだったのですか、完了検査

は間違っていたのではないですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず第1点、NPO法人について、その内容を確認しながら、認めたことも県の責任でございますけれども、まず第一に、契約当事者である発注者において、その点については責任を持って確認していただくこと、あわせて県といたしましても事業の規模に応じたそれなりの注意を払っていく必要があると考えております。

第2点の平成23年度完了検査での確認でございますけれども、伝票の支払い内容、年度末の実績報告には経費内訳書を提出することになっておりまして、その経費内訳及びそれに対応する領収書等は整理されていたということでございます。ただし、その領収書の中には、オールブリッジが発行した領収書もございますので、その領収書の真偽までは、そこでは確認できていないということになります。あくまでも領収書との突合を行って完了検査を終了したということでございます。

○熊谷泉委員長 先ほど斉藤委員から質問があった平成24年度分で支払われた賃金総額についてですが、今ここで答弁できますか、なければ後で。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 済みません、人件費の額につきましては、現在確認中でございますので、後ほど回答させていただきます。

○熊谷泉委員長 わかりました。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆さんは退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。

議案第46号平成24年度岩手県一般会計補正予算(第6号)、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち教育委員会関係並びに第11款災害復旧費第7項教育施設災害復旧費、第1目学校施設災害復旧費のうち教育委員会関係及び第2目体育施設災害復旧費並びに第2条第2表繰越明許費補正中、第10款教育費のうち教育委員会関係並びに第11款災害復旧費、第7項教育施設災害復旧費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋教育次長兼教育企画室長 議案第46号平成24年度岩手県一般会計補正予算(第6号)について御説明申し上げます。

議案(その3)の7ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会の所管に係るものは、10款教育費のうち1項教育総務費から7項保健体育費までと、8ページの11款災害復旧費のうち7項教育施設災害復旧費の一部であります。これらは事業量の確定や国庫支出金の確定に伴う整理並びに国の補正予算等に伴い事業執行上、今回計上を要するものなどの補正であり、全体として15億2,633万円余を減額補正しようとするものであります。

この結果、教育委員会で所管する一般会計予算額は1,389億1,120万円余となるものであります。補正の主な内容につきましては、便宜お手元の予算に関する説明書により御説

明申し上げます。それでは、説明書の180ページをお開き願います。なお、説明欄の主なものについて御説明いたしますが、金額につきましては省略させていただきますので、御了承をお願いいたします。

第10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費のうち、最初の管理運営費は平成23年度の義務教育費国庫負担金の額の確定に伴う国庫返還金等の増額であり、中ほどの被災児童生徒就学援助事業費補助は、被災対象児童生徒数の確定見込みによる減額、また最後の幼稚園等の複合化・多機能化推進事業費補助は、事業実施主体である市町村の整備計画の変更等による減額であります。

181 ページの3目教職員人件費のうち、二つ目の児童手当、子どものための手当は、受給者数の確定見込みによる減額、次の退職手当は退職職員数の確定見込みによる増額であります。182 ページをお開き願います。4目教育指導費の四つ目、児童生徒健全育成推進費は震災対応にかかるスクールカウンセラー等配置事業などの国庫委託事業の確定による減額、中ほどの特別支援教育推進事業費は、特別支援学校に配置している看護師及び高等学校に配置している特別支援教育支援員の配置実績等による減額であります。

184 ページをお開き願います。2項小学校費、1目教職員費のうち教職員費は、小学校教職員の給与改定等による減額であります。185 ページの3項中学校費、1目教職員費のうちの教職員費も中学校教職員の給与改定等による減額であります。

186 ページをお開き願います。4項高等学校費、1目高等学校総務費の教職員費につきましても高等学校教職員の給与改定等による減額であります。2目全日制高等学校管理費のうち管理運営費は、消防用設備等の点検要領に基づき全日制高等学校に設置されている消火器の更新に要する経費などを増額しようとするものであります。

188 ページをお開き願います。4目教育振興費のうち、二つ目の情報処理教育設備整備費は県立高等学校の情報処理機器のリース料の確定による減額、次の教育実験実習費は共同実習船りあす丸の運航に要する燃料費等の増額であります。次の高校奨学事業費補助は、被災した高校生に対する東日本大震災津波特例奨学金の貸し付け件数が当初見込みを大幅に下回ったこと、及び日本学生支援機構からの交付金の確定などによる減額であります。5目学校建設費のうち校舎建設事業費及び校舎大規模改造事業費は、国の緊急経済対策に対応し、県立花巻農業高等学校の木造校舎の増築工事や県立沼宮内高等学校ほか8校の耐震補強工事に要する経費を増額しようとするものであります。

190 ページをお開き願います。5項特別支援学校費、1目特別支援学校費のうち、管理運営費は特別支援学校教職員の給与改定等による減額であり、施設整備費は県立盛岡とたん支援学校の移転整備計画の変更等による減額であります。

192 ページをお開き願います。6項社会教育費、1目社会教育総務費のうち、中ほどの青少年の家管理運営費は、県北青少年の家の給水ろ過装置の交換費用の追加など指定管理委託料等の確定見込みによる増額であり、一番下の指導運営費は社会教育関係職員の給与改定等による減額であります。

192 ページから 193 ページにかけての 2 目文化財保護費のうち、二つ目の文化財保護推進費は被災した博物館の文化財等の修理、修復や保管に要する経費などの確定見込みによる減額であり、193 ページの遺跡調査事業費は沿岸地域の復興事業等にかかる埋蔵文化財調査に要する経費などの確定見込みによる減額であります。3 目芸術文化振興費のうち、中ほどの県民会館管理運営費は県民会館の指定管理委託料等の確定見込みによる増額であり、最後のいわての学び希望基金被災地児童生徒文化活動支援費補助は、被災対象児童生徒数の確定見込みによる減額であります。4 目図書館費は、県立図書館職員の給与改定等による減額であります。

195 ページをお開き願います。7 項保健体育費 1 目保健体育総務費のうち、三つ目の県立学校児童生徒災害共済給付金は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく県立学校の児童生徒に係る災害共済給付金の確定見込みによる増額であり、最後の指導運営費は、国体室職員増員による保健体育関係職員の給与費等の増額であります。

195 ページから 196 ページにかけての 2 目体育振興費のうち 195 ページの下のほう、体育大会開催派遣事業費は国民体育大会等への選手団等の派遣経費などの確定見込みによる減額であり、196 ページの上段の下のほうですが、いわての学び希望基金被災地生徒運動部活動支援費補助は、被災対象生徒数の確定見込みによる減額であります。3 目体育施設費のうち、最後の国体関連競技施設整備事業費は、国の緊急経済対策に対応し、第 71 回国民体育大会の競技会場として予定されている県営運動公園のサッカー競技施設及び山岳競技施設等の改修に要する経費を増額しようとするものであります。

次に、ページを少し飛んでいただきまして、208 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、7 項教育施設災害復旧費、1 目学校施設災害復旧費のうち教育委員会所管分は県立高田高等学校など県立学校施設にかかる災害復旧に要する事業費の確定による減額であり、2 目体育施設災害復旧費は県立高田松原野外活動センターの解体工事管理業務委託に要する経費を増額しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案（その 3）に戻っていただきまして、20 ページから 21 ページをごらん願います。

第 2 表繰越明許費補正の表中、教育委員会の所管は 10 款教育費のうち 9 項私立学校費を除く 10 億 7,282 万 4,000 円及び 23 ページの 11 款災害復旧費のうち 7 項教育施設災害復旧費の 886 万円 2,000 円であります。これらは国の補正予算を活用して今回最終予算を計上した国体関連競技施設整備事業のほか、東日本大震災津波による施設の復旧等に係るものであり、国との協議や事業計画の変更等に期間を要したため、平成 25 年度に繰り越して執行しようとするものであります。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○岩淵誠委員 何点かお聞きします。

まずもって、予算全般でありますけれども、灯油が大変高騰しております。私は 5 年ほ

ど前にこの問題を取り上げたことがございまして、当時は予算措置されたと思っています。急激な高騰によりまして学校での問題はないのか、その辺まずお聞きしたいと思います。

○永井予算財務課長 燃料費の高騰についてのお尋ねでございます。

県教育委員会が所管してございます県立学校の燃料費についてでございますが、平成24年度の当初予算ベースでは、燃料費といたしまして重油、それから灯油等々の経費を含めまして、全日制の高等学校に2億円、それから定時制の高等学校に600万円、特別支援学校につきましては5,700万円余の予算を計上してございます。今般の燃料費の高騰に伴いまして、盛岡市での価格等を確認いたしましたところ、昨年の10月に比べまして、灯油、それから重油ともおおむね1割程度の金額の増になっているようでございます。今般の補正予算におきまして、先ほど申し上げました全日制の高等学校の燃料費につきましては、補正前で2億2,000万円余に1,000万円余の補正金額を増してございます。また、特別支援学校につきましては、同じく500万円程度の増ということで6,300万円ほどの予算を計上する予定になってございます。

○岩淵誠委員 そうしますと、追加措置によって十分に担保すると。きょうは暖かいから少し調整するぐらいはあるでしょうけれども、少し設定温度を下げて延ばしましょうなんて、そういうことはないですか。

○永井予算財務課長 今般の燃料費の補正につきましては、各学校から所要額等の見込みをとった上で、所要額を計上させていただく予定で提案させていただいてございます。

○岩淵誠委員 いずれ学校に行ったら風邪を引いたということがないようにお願いをいたしたいと思います。

180 ページ、事務局費の放射線対策費について関連してお伺いしたいと思います。県立学校、県所管の中でも放射線対策というのは課題であると思います。繰り越しもあるようですが、これが減額補正という格好になっていますが、どこまで放射線対策は進んだのか。そして、繰り越しになっている部分、積み残している部分はどこなのか、これ詳細を明らかにしていただきたい。

○小倉学校施設課長 放射線対策費でございますけれども、内容的には牧草地の除染とグラウンドの除染ということになっておりまして、牧草地の除染については対象校が盛岡農業、水沢農業、岩谷堂の各高等学校であります。盛岡農業高等学校における飼料代が減額の形になっております。いずれの学校においても除染が済んでいるという状況にございます。またグラウンドでございますが、前沢高等学校校、前沢明峰支援学校、千厩高等学校、一関清明支援学校の4校が対象になっておりますけれども、そのうち前沢高等学校と前沢明峰支援学校については降雪等の関係でグラウンドの除染が進んでいないこともありまして、来年度に繰り越して使う予定と。千厩高等学校と一関清明支援学校については、ほぼ除染が終了している段階で今、最終の仕上げに入っているところでございます。

○岩淵誠委員 牧草の除染に関しては、一般でもそうですけれども、やったけれども使えないというのは、これは出てみなければわからないわけですが、除染の時期にもよります

けれども、これは来年度以降の、新年度以降の実習に影響がないと言えるのかどうか。それから、前沢高等学校と前沢明峰支援学校ですか、これはまだだということではありますが、新年度どの段階でこれ完了予定なのか、それをお聞きします。

○小倉学校施設課長 牧草地の除染に関しましては、これは終了しているということで、確かに委員御指摘のとおり、牧草の計測といたしますか、やってみないとわからない部分がありますが、盛岡農業高等学校については、家畜を扱っておりますので、その飼料代という部分が必要になってまいりますけれども、今回減額補正となっておりますので、その部分の影響は特に出ていない状況でございます。

グラウンドの除染の関係、前沢高等学校と前沢明峰支援学校につきましては、これは来年度早々に完了する予定になっておりまして、このところも順調に進んでいると理解しております。

○岩淵誠委員 実は、この放射線の対策費で、特にグラウンドの除染をしますと、いつも市町村から国の制度に対して文句が出ますね。県も恐らくそうだと思いますけれども、表土を剥いで、地下にです、これは置いて、その後、新しい土を持ってくるのですが、ちょっと前までは、国は転圧については現状復旧だから、そこの部分は市町村でやりなさいとか、あるいは少し芝があるようなところ、これは国の方針では刈り込みなさいと。ところが、現状ではそれはいかんということで全部剥いでやると、これは勝手にやったのだからあなたたちが負担しなさいということもあるのです。実は、除染を当たり前現状復旧しても国が全額面倒を見ないというようなことがございます。県はどうですか。

○小倉学校施設課長 今、委員御指摘のように、グラウンドは補助対象外というところもあるようでございますけれども、国に対しましては、環境生活部を通しまして、できるだけすべて見ていただけるようにと要望をしているところでございます。

○岩淵誠委員 これをけちって、国から来ないからやりませんということではなくて、みんな自腹でやっているようでもありますけれども、ただこれ影響が出ているのはグラウンドは、ことし特に雪が多かったということ、去年、おとしに比べて転圧をかけてはいるけれども、グラウンドの除染をしたところは条件が非常に悪いということはおおむね言えるかと思えます。それは市町村の学校の調査も含めてやって、やはりこれはきちんこの部分を整備しなければいけなくなるわけですね。そうすると除染対策費、これは新年度部分になりますけれどもね、その辺の除染対策費もきちん考えなければいけないし、その実態を国によく伝えるべきだと私は思うのです。

○小倉学校施設課長 グラウンドの除染、今の御指摘のような点もあろうかと思うのですが、グラウンドとして使えないということになると、これは全く困ったこととなりますので、そういったことのないように、我々としても十分留意してまいりたいと考えております。

○岩淵誠委員 わかりました。この質問はここで一旦置いて、次に192ページ、193ページの文化財保護推進費でお尋ねします。過日商工文教委員会で県立博物館を訪問させていただきました。本当に気の遠くなるような修復作業を一生懸命やっていたら、

まずもって敬意を表したいと思うわけであります。しかし、ここで減額になっております。いろいろな状況あると思うのですが、この減額の理由と復元の進捗率、この点どうなっているかお示してください。

○佐々木文化財課長 減額の理由でございますけれども、この事業は陸前高田市、釜石市、大船渡市、山田町にそれぞれ県から委託事業として実施しているものでございます。委託された市町村におきましても、また改めて委託等を行っております。委託契約で執行残ですとか、あるいは実際に市町村の事業が始まりましたのが秋以降でございましたので、その期間が足りなかったことで、予定したものができなかったということがあった上での減額になったと聞いております。

文化財レスキュー事業の進捗率でございますけれども、全体で、今回の震災で被災した文化財で、県立博物館等が中心になって救出を行ってまいりましたけれども、約50万点ぐらいを救出したと言われております。今までのところ、そのうち20万点ぐらいを安定化処理といたしまして、今回この事業で考えている目的を達したということになっております。

○岩淵誠委員 わかりました。文化財の関連でもう一つお聞きします。

遺跡調査事業費等でもかかわってくる話と思いますけれども、過日お邪魔したときに人材確保というのは大変だと、専門職が足りない。これに対して、各都道府県等に要請をしているというお話でございました。今年度、大体これぐらい欲しかったのだけれども、実際はこれぐらいだったと。来年度以降はこれぐらいなのだけれども、これぐらいしか来ていないという話で、専門家の派遣等についての現状と今後の見通しについてお示してください。

○佐々木文化財課長 今年度につきましては、県教育委員会に全国から10名の専門職員が埋蔵文化財調査の応援ということで来ております。来年度でございますけれども、来年度につきましては工事の本格化に伴いまして、埋蔵文化財調査がふえてくるものと見込んでおりまして文化庁等と協力をして、専門職員の派遣について全国に呼びかけたところでございます。その結果でございますけれども、県及び市町村の教育委員会に直接入っていただく方も含めて文化庁等のあっせんで平成25年4月時点で19名の方に全国から来ていただけることとなっております。

また、本県の内陸部の市町村からも3名沿岸部の市町村のほうに応援で入っていただくということになっております。その充足率でございますけれども、1カ所程度、希望したけれども、充足できなかったところもございますけれども、ほぼ市町村の希望数は充足している現状でございます。

○岩淵誠委員 次の質問に移ります。今回は経済対策もありまして、校舎建設事業費、それから校舎大規模改造事業費で、それで校舎大規模改造と屋内運動場の大規模改修が予定されていると思います。この時期ですから当然繰り越して新年にということになるかと思いますが、それぞれ完了の時期、スケジュール等わかれば示していただきたい。

○小倉学校施設課長 まず、校舎大規模改造事業の関係でございますけれども、沼宮内高

校ほか5校の校舎の耐震補強を行うものであります。例年でありますと、翌年の1月から2月に工事が完了している状況でございます。この6校につきましてもそういったスケジュールで進めたいと考えております。また、同様にでございますけれども、体育館の関係でございますが、大迫と花泉、大槌の各高校の第一体育館の耐震補強を行いますけれども、ほぼ同じ時期と見込んでございます。

○岩瀧誠委員 花巻農業高校は。

○小倉学校施設課長 失礼いたしました。花巻農業高校につきましては、今1階の特別教室棟でございますが、これを2階の教室棟ということで、木造校舎で整備をすることにしております。同じ場所につくりますので、まずは特別教室等を解体して、その後に木造教室等の建設に入るということで、年明けになると見ております。

○岩瀧誠委員 教育委員会の校舎、それから屋内体育施設について、手をかけている学校の名前を見ますと小規模校が多いようであります。税金をかけてしっかり改造することであるので、学校の存続等についてはよくよく考えて、お金をかけたものを無駄にしないようにぜひやっていただきたいと思っております。

終わります。

○小西和子委員 私から2点お伺いいたします。

まず、184ページのすこやかサポート推進事業についてお伺いいたします。確認ですけれども、事業内容について、何人以上のところに入っているのかといったことです。

それから、2013年度の方針というのは、もう決まっているのかなと思っておりますので、もしわかっているならばお知らせいただきたいと思っております。

○漆原小中学校人事課長 小学校のすこやかサポートですが、配置基準としますと、一つは30人超の学級を擁する学校で、原則国からの少人数加配の配置のない学校に1名配置しております。また、複式学級を抱える学校で14から16人の複式学級を擁する学校に1名を原則配置しているところであります。

来年度の区分のすこやかサポートの配置方針等ですが、それにつきましては、先ほどお話しした形に、小学校3年生の少人数学級を実施する場合に、少人数加配1名を使うところ、1名から2名のところで1名を使うところに少人数指導ができる、習熟度別指導ができるような形で小学校のすこやかサポートを新たに配置する予定にしております。

○小西和子委員 すこやかサポートというのは岩手県独自の少人数指導の中身でございますので、ぜひ大事にしていただければと思います。以前であれば、1年生にも2年生にも入ったり、4クラスあれば3人入ったりという、そういう時代もありましたけれども、何とか多くの加配をお願いしたいと思っております。

次に、190ページの特別支援学校費の施設整備費です。先ほどの説明ですと、盛岡となん支援学校の移転にかかる費用ということでございますけれども、これは療育センターが矢巾町の岩手医科大学に移るとことからの内容だと思っておりますけれども、このスケジュール的なことはどうなのかということと、あとは盛岡となん支援学校というのはまだまだ使え

る校舎でございますね。狭隘で古い盛岡みたけ支援学校に比べたら、本当にまだまだ使える校舎だと私は捉えております。盛岡地域の特別支援学校の配置を今後考えることになるのではないかと思いますけれども、そのスケジュール的なこともお聞かせください。

○小倉学校施設課長 私からは、スケジュールの関係で答弁をさせていただきます。盛岡となん支援学校の整備につきましては、平成24年度に用地等の交渉を行うということで、確定させるということで進めていたところでございますけれども、用地交渉がまだ終了していないということで、全額今年度予算を組んでおりました3,600万円余の予算を減額しようとするものでございます。

○佐々木特別支援教育課長 盛岡となん支援学校の空き校舎の利用につきましては、現在白紙の状態でございますが、盛岡地区の特別支援学校のあり方を含めて検討していきたいと考えております。特別支援学校の保護者や地域の方、教育関係等の御意見をいただきながら進めていきたいと考えております。

○小西和子委員 課題がたくさんありまして、狭隘からとか、2校舎制だとか、本当にいつも思うのですけれども、特別支援学校はいつも後回しにされてきていると。すごく立派な盛岡第一高校の校舎、盛岡第三高校の校舎もあるのですけれども、盛岡みたけ支援学校のように、本当にあそこに子供が入っていたら保護者の方たちも涙を流すのではないかとと思うような劣悪な環境の中で学校生活を送っている生徒もいるということで、見直しに当たりましては、ぜひ盛岡みたけ支援学校のような状況を改善するようにお願いします。スケジュール的なことはまだ決まっていないということでよろしいですか。

○佐々木特別支援教育課長 盛岡地区も含めまして、県内の特別支援学校の整備計画につきましては、震災以降、様々な状況にありますが、いずれ今後県全体を踏まえながら、その整備計画については考えていきたいと考えております。

○熊谷泉委員長 この際、3時まで休憩といたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○斉藤信委員 補正予算の中身を先にお聞きしたいと思います。

180 ページの被災児童生徒就学援助費補助、これ減額補正になっていますが、どのぐらいの生徒がこの対象になっているのかということと、被災した児童生徒数、仮設から通学している児童生徒数がわかればあわせて示していただきたい。

○石川企画課長 この対象児童者数でございますけれども、これはタイプC、いわゆる震災特例と言われている奨学金を受けている者でございますが、現在186名が奨学金を受けている形になってございます。

○小倉学校施設課長 就学援助の対象者数でございますが、平成24年度の当初時点では4,113名、これが今回の2月補正後ということで市町村から見込みをとっておりますが、3,991名、122名の減となっております。

○**斉藤信委員** 後半部分は簡単に出ないか。前に2,500人という話ね、仮設から通学という話があったのですが、改めて、後でいいのでお知らせください。

それと181ページの退職手当、これ6億9,800万円余が、これ増額補正なのですが、これは通常と比べてどうなのか、今回退職金削減条例というのが出ていまして、岩手県は今年度はパスするということですが、来年度から大幅に退職金が削減されるのも事実で、それを踏まえてことし退職者がふえたということはないのかどうか。

○**佐藤参事兼教職員課総括課長** 退職手当の増額につきましては、当初の見込みよりも年度途中の普通退職等が多かったことと、その上に年度末退職予定者の数が多いという見込みになったために増額したものでございまして、年度末の定年退職者が、いわゆる駆け込みということ、年度末を待たずに普通退職という事例はなかったと捉えております。したがって、今年度は全体で514名の退職という見込みでございまして、去年は488名でしたので、ふえておりますが、その分、定年退職者が大幅にふえてございまして、その関係でふえたということございまして、普通あるいは勧奨の方がふえたものではないということでございます。

○**斉藤信委員** 182ページで児童生徒健全育成推進費、これは国庫のスクールカウンセラーの減額ということですが、スクールカウンセラーの今の配置状況はどうなっているのかというのと、実は滋賀県大津市の中学校のいじめ自殺で、スクールカウンセラーの問題が指摘されているのですね。本来スクールカウンセラーというのは教育委員会や学校と独立して子供たちの秘密を守るといふか、人権を守る、そういう役割があるのだけれども、大津市の場合、教育委員会のもとに、職員室の中にいたというのです。だから、本当に子供の立場に立って対応できなかったというのが第三者委員会で厳しく指摘されているのだけれども、岩手県内に配置されているスクールカウンセラーは、これはどういう活動状況になっているのか示していただきたい。

○**田村生徒指導課長** 委員御質問のスクールカウンセラーの配置状況についてであります。現在小中高、通常ベースのスクールカウンセラーの配置と、また震災対応で県外からおいでになっている方々、またそれにあわせて大学の先生方等にも御協力いただいております。現在すべての小中高で活用できる体制は整えている。最大週1回は行っている学校がございまして、それが2週に1回だとか、1カ月に1回だとか、若干温度差はあるのですが、これは学校の要望、ニーズに沿って配置をしているところでございます。

有資格者が現在51名。有資格者というのは臨床心理士、精神科医、大学の教員等の高度な知見を持たれた方。あとは大学院を出る、また教員OB等は、準ずる者と言っておりますけれども、準ずる者が33名。これが純粋な数の配置状況であります。

2点目、その活用についてでございますが、委員御指摘の部分も一部、伝え聞くところではありますけれども、現在は各学校に教育相談室を設けて、当然職員室等では先生方とのさまざまな情報交換だとか、教職員に対するコンサルテーション、アドバイスというのも実際にしているところでありますけれども、子供たちのプライバシーの保護、また保護

者がカウンセリングに入る場合もございますので、学校の教育相談室に行っていただきながら守秘義務といいますか、きちっとプライバシーを担保してカウンセリングに当たっていただいていると認識してございます。

○**斉藤信委員** 今の最後の点は、しっかり確認してやってください。きちっとした部屋の確保がないと、職員室に一緒にいたのではだめなのですね。そういう意味で、本当に学校とも教育委員会とも、独立して、直接子供の人権を守るといいますか、相談に乗るといっか、もちろん先生方のカウンセリングというのものもあるかもしれないけれども、それはぜひ大津市の事件を踏まえてやっていただきたいと思います。

次に、同じ182ページなのですが、就職支援相談補助員配置事業とあるのですが、就職支援相談員というの配置していると思うし、また補助員というの配置していると。就職支援相談員は大きな役割を果たしていると思うけれども、これは今年度、来年度。そして補助員というの、どういう形で配置されているのか示していただきたい。

○**高橋高校教育課長** 学校進路指導教員と、広域振興局配置の就業支援員や、それからハローワークの高卒就職ジョブサポーターというのがあります。緊急雇用対策として、補助員のほうが活躍しているところでございます。

○**斉藤信委員** 何人配置されているのですか。

○**高橋高校教育課長** 28名です。来年は30名の配置になる予定でございます。

○**斉藤信委員** そうすると、この就職支援相談員、学校に配置されている人を補助員というふうに言っているということですね。

○**高橋高校教育課長** はい、そうです。

○**斉藤信委員** これが28人で、来年は30人配置されると。わかりました。

次に、184ページからなのですが、教職員費、小学校、中学校、高校を見ると、先生が多い小学校が1億4,500万円の減、中学校が4億5,700万円の減、高校になると8億8,800万円の減なのですね。何で教員の数が多い小学校がこの減で、中学、高校と大幅な減額になるのか、この理由は何でしょうか。

○**佐藤参事兼教職員課総括課長** 教職員費の減額につきましては、主な要因といたしまして、県の給与改定で期末勤勉手当が減額されたこと、県が負担する共済費の負担掛金率が下がったことにより減額になっております。一方で、加配等で定数が、小学校が全体で当初見込んだよりも27人多く配置することになりました。一方、中学校は57人減、高等学校は119人減ということで、加配だけではなく高等学校につきましては当初見込んだよりも学級減による教職員定数の減、あるいは産休補充者の配置見込みが、その後の実績から少なくなったということに伴いまして、今回このような額の減額補正となったものでございます。

○**斉藤信委員** わかりました。188ページの高校奨学事業費補助、先ほど特別奨学金と先ほど説明されましたが、最初にぱっと答えたのだけれども、特別奨学金、これはどういう条件で、どれだけの生徒が活用されているのか示してください。

○石川企画課長 タイプCと言われる震災特例奨学金でございます。これは、東日本大震災津波に被災された生徒はだれでも借りることができる。現在 186 名の方がこの奨学金を借りまして、これは卒業後の 1 年間の収入見込みがある一定以下であれば返還の義務が免除されるといった奨学金になっております。

○斉藤信委員 収入が一定以下であれば免除されると。これどのぐらいなのですか、その一定というのは。これが免除されるかどうか大変大きい中身で、中身次第によっては給付制になるわけだから、そこをもう少し正確に。

○石川企画課長 最終卒業学校によっても違うのですが、例えば高等学校ですと 310 万円、短期大学であれば 350 万円、大学であれば 390 万円、これ未満であれば返還の義務が免除されるというものでございます。

○斉藤信委員 なるほどわかりました。高卒の場合、就職したところで 310 万円以下だと免除されると。10 年後にこれを超えたという場合は、それも免除でいいのですか、それとも。

○石川企画課長 就職後最初の 1 年間ということですよ。

○斉藤信委員 1 年間だけ免除されるの。

○石川企画課長 最初の 1 年間の収入がそれを下回れば、それまでに借りた奨学金が全部免除されます。

○斉藤信委員 よくわかりました。恐らく高卒で 310 万円というのはいかないと思いますね。これは、そうすると実質震災特例で給付型の奨学金になり得るということですね。ぜひそういう中身であればもっと普及できるのではないかと、何か枠でもあるのでしょうか。特に枠はないのでしょうか。

○石川企画課長 特に枠はございません。

○斉藤信委員 わかりました。私も認識不足で、そういうものであればもっとお知らせをして活用できるのではないかと。いわて子ども希望基金でしたか、これもありますね。今奨学金を返すときに、ローンを何百万円と背負って、就職難の中で返せないという、これが大きな社会問題になっているので、給付制奨学金というのは諸外国では当たり前、日本のように利子つきなどというのは世界の異常みたいなもので、ここが一つの突破口になって、給付制奨学金の制度に移行されればいいと思います。

それと 195 ページですが、県立学校児童生徒災害共済給付金、これは 1,964 万円の増で、震災で犠牲になった、また障がいを受けた、その他だと思いますが、震災の発災が 2 時 46 分、金曜日でしたから、学校にいた人、いない人、かなり微妙なところなのですけれども、どれだけの児童生徒がこれの対象になっているのか、その状況はどうなっているのか示してください。

○藤澤学校企画課長 震災当時、震災によってどの程度の子供たちがその給付金の対象になったかというデータは手元にございませんので、後ほど提供させていただきたいと思っております。

○齊藤信委員 県立学校だけ詳しく。

○藤澤学校企画課長 亡くなった生徒さんに対する特別弔慰金の人数については4名ということで確定しておりますけれども、それ以外の細かな症状ですとか、それから障がいですとか、そういったもののデータが手元にございませぬ。申しわけありません。

○齊藤信委員 できれば小中も含めて、この対象になった児童生徒の状況はお知らせいただければと思います。

以上で終わります。

○熊谷泉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りをいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。この際、何かありませんか。

○小田島峰雄委員 この際、一つだけお聞きいたします。県立高校の再編に伴いまして、統廃合になった学校があると思うのですが、まず最初に県内に幾つあるのかお聞きしましょう。

○小倉学校施設課長 県立高等学校の新整備計画に伴う廃校の数でございますが、平成23年度末に岩泉高校田野畑校が廃校しておりますが、これを加えまして合計19の本校、分校という形になっているものです。

○小田島峰雄委員 ありがとうございます。基本的なことをお聞きしますが、今の廃校になった学校は、だれが、どのように管理をしているのかお聞きします。

○小倉学校施設課長 統廃合後の学校において管理をさせていただいていますが、定期的に学校に行きまして、いろいろな部分の監視といいますか、確認をしていただくということになっております。また、建物がございますが、建物については機械警備ということになっております。

○小田島峰雄委員 ほかの学校についてはわかりませんが、花巻市の旧東和高校ですが、一部グラウンドなどをお借りしながらリトルリーグなどが活用しているところもあるのですが、管理の問題ですけれども、当時、夏場は草ぼうぼうになってしまうわけですね。そのときに、年に、1シーズン1回で済まそうとするとするから、とんでもないこんな感じになってしまうのですね。大体2回ぐらい刈っていただければ周辺の民家もいいのではな

いかと思います。草が伸びますと虫が発生していろいろな迷惑がかかっているということもございまして、御検討いただきたいと思うのです。

これから本番に入ります。この19校の廃校のうち、多分既に払い下げをしたり、あるいは貸借契約に基づいて利活用している事例があると思うのですが、そういった例が何校で、どういう活用の仕方をしているのかということをお聞きしたい。

○小倉学校施設課長 今委員から御指摘のあった19校の該当校でございまして、まず公共的施設の利用ということで、売却等により処分した学校が4校ございまして、具体的に申し上げますと黒沢尻南高校が専門学校になってございまして、あと釜石北高校が誘致企業の工場用地という形で処分をされているところでございまして、また、藤沢高校と大原商業高校につきましては、地元の中学校ということで処分をいたしております。

学校敷地の貸し付け等により公共的施設等として利活用しているもの、これが2校ございまして、岩泉高校小川校が地元のシイタケの生産流通センター等として活用されているところでございまして、また、久慈商業高校でございまして、これは地元の長内中学校、あるいは学校給食センターとして久慈市に譲与したものでございまして、もう一つ、県立学校施設として転用したものが1校ということで、一関農業高校が一関第二高校あるいは一関清明支援学校という形になってございまして、あわせて7校が処分をされている状況にございまして。

○小田島峰雄委員 今お答えがありましたように、7校については、そういった第二の活用がされているとお聞きしまして大変いいのですが、あと12校についてはそのまま放置されている、あるいは手がつけられていないことになるのだと思いますけれども、今後の活用の考え方についてお聞きをいたしたいと思います。

それから、ついでに払い下げ等にあつては、まず当該所在市町村に照会をして活用の有無をお聞きして、なければ民間に売却という手続だと思っておりますけれども、その売却、払い下げ等の手続についてちょっとお聞きしたい。

○小倉学校施設課長 活用の考え方ではございまして、これにつきましては、できるだけ公共施設というような形で使っていただきたいということもございまして、手続等の関係とも重なりますけれども、市町村に照会等をして処分を進めているところでございまして、もちろん県において活用ということもございまして、順番的には県の内部で、次に市町村、最後は民間売却という手続を進めております。

○小田島峰雄委員 わかりました。例えば市町村に払い下げなど尋ねるにしても、みんながみんな耐震補強が終わっているわけでもないと思うのですね。例えば東和高校の場合には立派に補強して、ちゃんとした施設になっていますけれども、その他についてはそうでもないかと思うのです。耐震補強を行っていないものについては、これから県教育委員会として耐震補強するお考えはないと思いますけれども、なければ解体撤去して、更地にして払い下げするとなれば市町村も乗ってくるのではないかと。土地としての活用だったら、いろいろな方法がありますからね。そういうことについてはいかがですか。

○小倉学校施設課長 耐震補強につきましては、建物を使いたい際に耐震性がないということで逆にお断りをしている例も過去にございます。ただ一方、取得したいというところで、耐震補強までやって整備をかけてその建物を使うことになると、非常にお金もかかる、時間もかかるということで、処分が進んでいないという状況にございます。県として耐震補強するのকাশないのかというところも相手とのやりとりの部分もあろうかと思いますが、基本的には耐震補強の部分を含めて購入する側のほうで処分をしていただく、対応していただくという基本的なスタンスで進めているところにございます。

また、解体撤去等の関係にございますけれども、できるだけ解体撤去して、更地になると処分が進むということはございますので、その辺は相手方との話し合い、県の予算のこともございますが、できるだけ対応していきたいと考えているところでありま。平成 25 年度で申し上げますと、岩泉高校田野畑校の土地については田野畑村から一部借りているところにございます。建物についても、県の建物と村の建物となつてございまして、そのところについては県の建物を解体をして、更地にしてお返しをするということで、平成 25 年度当初予算に計上しているところにございます。

○小田島峰雄委員 ありがとうございます。教職員が、あるいは生徒がいなくなった学校というのは、非常に老朽化が進むのです。人が住まなくなった家と同じでして、老朽化して、耐震補強もしていないとなれば非常に見苦しい形になってきます。そういうものは率先して解体をすることによって、多少金がかかると思いますが、更地として地元市町村にお話を活用していただくというのも大事なことだと思つたのです。そう考えていただければと思います。

それから、最後にいろんな活用のために打診をしてるところもあるのですが、そういうときには当該市町村には連絡が行っているかと思つたのですが、そういった情報提供なんかもお願いできればですね。といいますのは空き校舎を、あるいは空き地、空きグラウンドなどをいろんな形で活用したいという地元の皆さん方もたくさんいます。そういったときに、知らないでいるうちに、転用されたとか、そういうこともございますので、情報提供などをしていただければ大変ありがたいと思つた。

以上です。これの答弁は要りません。

○岩淵誠委員 2016 年の国体がいよいよ、遠いかなと思つたら、あつという間に来るなという感じがありまして、選手強化の観点でお聞きしたいと思います。

いわて国体の活躍は、今のところ、順位はそれなりにということで明示はしてありませんけれども、県民は多く真ん中に立つてほしいという思いがあるわけですが、その中で、スーパーキッズというのは、それを担う人材として大変期待をしているところにございます。優秀な生徒を発掘しながら、さまざまな分野にいろいろと適性を見きわめてやっていただいて、その成果も出つつあると思つた。若年層、特に冬季スポーツ、今世界のレベルでやっていますけれども、代表選手、岩手ゆかりの選手もいると思つたので、大変期待するところ大であります、このスーパーキッズに関連しまして、そろそろスーパーキ

ッズ事業出身者もキッズではなくなるわけでありまして、岩手県内にいる間は継続的な指導も可能であります。ところが、18歳を過ぎまして、スーパーキッズが次のステージにいったときに果たしてどうなるか、そろそろしっかりと考えなければならない時期にきているのではないかと考えているのですが、このあたりはどのような対応をお考えでしょうか。

○平藤スポーツ健康課総括課長 スーパーキッズにつきましては、一番最初に養成した子供たちが来年度、高校3年生の見込みでございます。高校を出ますと、大学あるいは卒業した場所での活躍が期待されているところでございますが、育成段階と並行いたしまして、パスイェイ、競技団体に結びつけていくというような手立てを今とってございます。したがって、学校種あるいは実業団というくくりではなく、優秀な選手については中央競技団体の育成プログラムに乗せてあげようという仕組みを考えてございます。岩手出身の選手がどこに住んで、どこに進学していようとも、中央競技団体の強化のラインに乗れるような仕組みは組んでございますが、まだその成果は上がっていないところでございます。

○岩淵誠委員 とにかく岩手の子供たちの活躍を見たいものでありまして、そういう意味では、中央のラインに乗ることは大変期待の持てることだと思います。

ただ一方で、どうしてもボール競技を中心に、チームゲームということになりますと現状では県内の受け皿になるチームというのはなかなかないということになるかと思えます。経済状況もこうしたことですし、大震災もあったということで、成年の部の対策をどうしますかと言うと、今までふるさと選手で頑張りますという話だったのですが、現実問題、限界があろうと。選手強化という観点からいうと、どうしても成年チームをどう育成していくか。一つは企業チームという考え方もあるでしょうけれども、地域クラブチーム、例えば釜石シーウェーブスですね、そういったものもありますし、あとは県立大学とか岩手大学とか、富士大学とか、こういったところで吸収するのも手だと思うのですが、現状、私はやや弱いかんと思っていますのですが、その辺いかがお考えでしょうか。

○平藤スポーツ健康課総括課長 成年の育成ということでございますが、委員御指摘とおり、ふるさと選手の活用が一番重要になってくる部分でございます。来年度の話になりますが、来年度からは成年、少年の強化指定選手を指定いたしまして、ふるさと選手として活躍していただく選手の確保に努めたいと考えてございますし、それから例えばハンドボールやバスケットボールにおきましてはオール岩手のチーム、成年であれば今までクラブチームでやっていたところを全部集めまして、オール岩手でチームを組んでふだんの練習からやっていくという、企業ではないクラブチームの形での育成がこれから進んでいくと考えてございまして、その支援もしていく考えでございます。

○岩淵誠委員 強化指定ということでしたが、これはふるさと選手で強化して、大体どれぐらいの規模になりそうですか。

○平藤スポーツ健康課総括課長 強化指定選手につきましては、今競技団体と詰めているところでございますが、大ざっぱに申し上げまして、A、B、そして普通の強化指定と実績があるのでございますけれども、高校生、少年、成年を合わせまして、およそ1,000名の強化指

定を行う予定でございます。

○岩渕誠委員 そうしますと、これは新年度の予算の話にもかかるところだと思いますが、指定するだけなら誰でもできるのですが、指定に伴って何がしか強化支援があるわけですが、どのような給付の仕方、そしてどの程度のフォローになるのかお示しいただきたいと思います。

○平藤スポーツ健康課総括課長 来年度、強化指定に関しましては、例えば少年であれば強化指定の選手を対象とした医科学関係の講習会、あるいはトレーニングを受けることができますし、成年であればふるさと選手のこちらへ帰ってきての練習の支援などというのがございます。それからレベルの高いA、Bの特別強化の選手につきましては、例えば国内でのナショナルチームの合宿あるいは海外遠征への支援も若干ではありますが、検討しているところでございます。

○岩渕誠委員 例えばノルディックなんかは今相当有望な選手がいて、国内的にも強化選手になっている選手がおろうかと思いますが、これは当然ふるさと選手A、Bという指定になると理解しているのですけれども。

○平藤スポーツ健康課総括課長 強化指定のAにつきましては、国際大会で活躍しているレベルの選手でございますし、Bにつきましては、強化指定選手としてナショナルの合宿に呼ばれているレベルの選手を対象にしてございますので、今のクロスカントリー、ノルディックなどでワールドカップを回っている選手は指定に入ってくるものと考えております。

○岩渕誠委員 ありがとうございます。トップ選手の支援を検討してきているという意味では、僕は評価をしたいと思います。また企業の状況にかんがみて、クラブチームというお話がありました。僕は釜石シーウェイブスとかよく見えていますから、そういったことも、本来であれば日本の新しいスポーツのあるべき姿の一つだと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。大学についての言及がありませんでしたけれども、これもまた大学というよりはクラブ、オール岩手の中でのということなのでしょうか。

○平藤スポーツ健康課総括課長 申し述べ漏れておりましたが、クラブにつきましても強化指定クラブというものを指定いたしまして、例えば岩手大学の陸上競技であるとか、富士大学のソフトボールであるとか、有力なチームにつきましては指定をして、強化費の支援をしていく構えでございます。

○岩渕誠委員 ありがとうございます。いずれスーパーキッズから端を發しましたけれども、支援と申しますか、ぜひやっていただきたいと思います。

最後に一つ、地元のもので恐縮ですが、節目の年を迎えるということであれば、中高一貫、これはまた新年に節目の年を迎えると思うのでありますが、現状での中高一貫の評価、課題についてどのようにとらえていますか。

○小菅義務教育課長 現在一関第一高校の附属中学校、それから高校についてでございますが、現在1期生が高校1年生になっております。現在のところ、多くの生徒は高い意識

と誇りを持って学習に取り組んでいると聞いておりますし、学習以外、行事とかクラブ活動についても非常に協力的な生徒が多いと聞いております。

ただし、課題といたしましては、一つは内進生、外進生ともに授業に参加する中で、そのなじみを一層図っていくということが非常に大事だと聞いております。それから高志プログラムという形で、志を高く持つような特別なプログラムを組んでいるわけですが、もっともっと刺激を受けるような、キャリア教育に結びつけるような方策が必要だと聞いております。

○岩渕誠委員 附属中学校ができる内進生、外進生の問題、まさに出ておまして、シャッフルするというところで決着を見てやっているわけでありませけれども、いまだにその内進生は内進生でクラス編成すべきだとか、そういう話があるのでありますけれども、私がいろいろお聞きしている中では、混合して正解ではないのかなと思っています。学力的にも、リーダー教育という観点からも今の段階では別々にしないで混ぜたほうがいいということではありますが、期待されているいわゆる学力的なところ、これについての評価は内進生、外進生、どうなのでしょう。

○小菅義務教育課長 確かに内進生については附属中学校での学びの効果もありまして、授業態度については積極的で、授業を牽引していると聞いておりますし、成績等につきましても比較的多く上位を占めていると聞いております。

それから、外進生につきましては、それに刺激を受ける形、途中から入ってきたという自覚もありまして、相互に刺激し合う形で伸びが見られていると聞いております。さまざまな中学校等のテストにおいても、そういう結果であると聞いております。

○岩渕誠委員 内進生で上がってきて、小学校卒業段階での発達の部分と中学校3年間を見ると、そのときは大変よかったけれどもというのは当然出てくるわけでありまして、むしろそういったものが高校に来て顕在化をしているのではないかと、そういう問題が起きているのではないかとお聞きしているのでありますけれども、まだ時間がございますので、しっかり課題を踏まえて、逆に言うと入試の中にもそういった課題をフィードバックして、試験問題に反映するなり、選考に反映するということが一つの手ではないのかと思っています。

あとリーダー教育という部分で申し上げますと、これはなかなか申し上げにくい部分もあるのですが、それは成績がいいからリーダーになるかといったら、そういうものではなくて、では目立つからリーダーかという、陰徳を積むという部分も必要なわけでありまして、リーダー教育というのは私からするとなかなか理解ができない部分もあるのですが、いずれにしても優秀な教員と子供たちが一生懸命に新しい歴史をつくっていると思うのですが、一方でPTAとか、地元とか同窓生がいるわけでありまして、リーダーも本当に育てたいということであれば謙虚さというものが当然必要な要素だと思いますので、その辺ぜひ指導していただくようお願いして終わりたいと思います。

○工藤勝博委員 まず1点お伺いします。あす、あさって高校入試があると伺っておりま

す。震災以降、高校再編の部分に関しては議論が中断しておりますけれども、児童生徒の動向も踏まえて、今後どのような計画を持っているか、1点お伺いします。

○**富士特命課長** あす、あさって入試学力検査があるということで、新聞発表でもございましたが、志願倍率が1倍を切っているという状況が2年続いております。ただ、やっぱり震災の影響がありましたので、再編については現在凍結している状況でございますので、中学校の卒業生は減少しているというのは否めない状況でございますので、それに合わせた形で学級数調整はある程度しているのですけれども、なかなか減少することに対応できていないと思っています。次の再編計画につきましては、被災地の状況を踏まえながら、今後いつから検討するかというあたりのスケジュールを検討していきたいと思っております。

○**工藤勝博委員** 今年度0.98倍でしたか、そういう競争倍率ですけれども、盛岡管内は各高校大変高い倍率です。そういう点を考慮しないと全県的な編成にも結びつかないのかなと思います。特に、私も実業高校を終わっているからですけれども、食品学科が毎年高いなど。盛岡農業高校の食品科学科でしたか、それだけ社会人になってもニーズが高いのかなという思いがしております。実際3年間ですから短い期間にかなりの知識は得られないと思うのですけれども、卒業してからもニーズが高い学科もあるということは、本当に一つのいい方向ではないかなと思います。

そういう中で、岩手県は特に、ものづくりで県南は自動車関連、県北は食品産業を重点的にやるとなれば、そういう学科も一つぐらいは必要ではないかなと思っております。そういうお考えがあるかないか、お聞きしたいと思います。

○**富士特命課長** 計画の策定に当たりまして、2年ほど前に各地域からさまざまな意見等を伺ったところでございます。県北地域におきましては、食品学科の設置については御要望等ありました。それについては今後検討していかなければならないと思っておりますが、学科という形になりますと果たして40人コンスタントに入学していただけるかということ、あるいは卒業後の進路先がきちっと確保できるかということもあると思っておりますので、そういったところも見きわめながら、今後地域からの意見をいただきながら検討してまいりたいと思っております。

○**小西和子委員** 最初に、少人数学級の推進ということでお伺いしたいと思います。

大変うれしく思っております教育委員会委員長の演説を伺いました。そこでですけれども、2013年度、小学校3年生、2014年度、小学校4年生に少人数学級を導入するというところでありますけれども、加配が今までのようにいっぱい措置されるかどうかともわからないですね、自公政権がどういう考えで出てくるのかちょっと見えない状態です。定数で教職員を確保できるのかどうかということがまず1点目です。2点目は、12月定例会でお伺いしましたところ、およそ1,000人の加配を要求しているということでありましたけれども、これは確定したのでしょうか。確定しましたか、はい。それでは内容についてもお伺いします。

それから、一部加配の配置が小学校に厚くなるのではないかといったようなことを言う校長がいたと聞いておりますが、これまでの配置と大きな違いがあるのかなのか、そのあたりをお伺いいたします。

○**漆原小中学校人事課長** 小学校3年生に少人数学級を来年度から実施すると。当然のこと、学級編成の接続から考えて、次年度は小学校4年生ですが、御存じのとおり、国の定数改善計画の実施が見送りとなり、今後検討することとなりましたけれども、我々とすれば、国からいただいている基礎定数と、少人数指導加配の振りかえによって確保するということで進めております。

それから、二つ目に御質問がありました加配の件ですけれども、各学校、各市町村の教育委員会の状況や希望を踏まえまして、文部科学省に対して1,000名程度の加配を要望したところ、内示の段階ですけれども、復興加配等を含めて本年度並み若干増の内示931名をいただいております。中身には、児童生徒支援、これは復興加配になります。それから少人数指導等にかかわります小学校の専科加配の範囲での指導法改善の加配、それから特別支援教育の加配ということで、今年度と同様となっております。

配置に当たっては、小学校、中学校、それぞれの課題に応じて、我々とすれば配置する考え方で進めておりますし、同じような考え方で、再度各学校や各市町村の要望や現状を加味しながら現在その作業を進めているところでございます。

○**小西和子委員** 安心いたしました。それでは、きのう清水議員は他県に先駆けてと言ったのですけれども、東北6県からいくと、岩手県は決して先駆けているわけではないわけで、山形県、福島県は小1から中3まで少人数学級を実施しておりますし、秋田県は中1もですけれども、小4まで。青森県は小3まで、中1もですけれども。宮城県は岩手県と同じ1、2年と中1ということになっておりますけれども、来年度、青森、秋田、宮城の3県で何か動きがあるのであればお知らせ願います。

○**漆原小中学校人事課長** 我々の聞き取りの段階のところですが、青森県、宮城県については、今年度と同様で来年度も実施する、拡充はしないということで聞いております。秋田県につきましては、県単独によります中学校2年生へ拡充するというで聞いております。

○**小西和子委員** 秋田県は拡充するということですね。私は、この5年間で約3万人増という民主党政権のときの定数改善から効果がよくわかないということで、財務省が予算化を見送ることになったところからいって、3年生、4年生に少人数学級をと聞いたときには本当にうれしかったです。長い長い運動が実ったなと思いますし、小学校2年生からだと6年後になるかな、何年後になるのでしょうか、ということですので、本当に大きな、大きな英断をされたと思います。このように英断されたのは、どのようなお考えからなのかということと、今後小4までというお話、そのさきのことについても、ちょっとお伺いしたいと思います。教育長にお伺いしたいのですけれども。

○**菅野教育長** 一般論で申し上げますと、学級の数は少なければ少ないほどいい。今委員か

ら御指摘のあったとおり、この人数が一番いいのだというのは難しいというお話もあると思います。ただ、今子供たちが置かれている状況、いじめとか体罰、いろいろな議論がありますので、私どもとして、極力学校の環境を最低限整えたいという思いで踏み切ったところでございます。

ただ一方で、本県については震災復興に全力を挙げているところで、県単独予算を投入するというのは非常に厳しい環境にございますので、国からの加配定数等をやり繰りして、何とかここまで持ってきたところでございます。

したがいまして、今後小学校5年生、6年生をどうするか、中2、中3をどうするかという議論があるわけですが、正直言って、国からの定数を何とかやり繰りするのにはもう限界だろうと思っただけで、これからは国の定数改善計画を見なければならぬと思っただけで、それに関しましては、私どもとして、全国各県と手を携えながら、少しでも学校の環境が整えられるように国に対して働きかけを強めてまいりたいと思っております。

○**小西和子委員** よろしくお願ひいたします。それでは、2点目ですけれども、沿岸地域の学校について、2013年度、いろいろ配慮されていることがあろうかと思ひます。施設設備、教職員の配置、心のケア等ということでお示しいただければと思ひます。

○**小倉学校施設課長** 施設設備の関係でございますけれども、まず県立学校についてでございますが、高田高等学校において来年度第一体育館の着工、完成を図ることとしております。また、校舎、産振棟、実習棟の工事にも着手する予定でございます。平成26年度末までには主要施設を完成させたい、そういう予定で今復旧事業を進めているところでございます。

宮古高等学校におきましては、津波で被災したヨット部の部室の復旧整備を行うとともに、津波で流失いたしましたヨット等の整備をする予定でございます。宮古水産高等学校でございますが、津波で流失した漁業共同実習船の設計を来年度中に完了させまして、建造に着手する予定でございます。

あと小中学校についてでございますけれども、大船渡市及び大槌町の仮設校舎でございますけれども、夏場の暑さ対策ということで、本年の夏までには全教室にエアコンを設置する予定としてございます。また、山田町におきましては、船越小学校が平成25年度内に整備される予定でございます。

○**漆原小中学校人事課長** 被災地への教職員の配置ですけれども、先ほど加配のところでお話をいたしました。復興加配が200名国から内示されました。このうちの185名を沿岸地域に配置しまして、子供たちの学習指導や復興教育の充実、心のケアを大切にした生徒指導の充実、先生が子供と向き合う時間を確保できるような組織強化等に活用されるよう、それぞれ要望した市町村教育委員会や学校とそれぞれ十分に調整を図り作業を進めているところでございます。

○**土川県立学校人事課長** 県立学校におきましては、現時点では37名が内示されており、

そのうち 32 名を沿岸地域に配置し、学校の教職員及び生徒の健康状況等に寄与したいと考えております。

○**田村生徒指導課長** 児童生徒の心のケアサポートの関係でございます。全県的に教員の対応力を高めるための研修というのを実施してございますし、スクールカウンセラー等配置の人的支援、また心と体の健康観察を実施することによって、継続的にサポートしていきたいと、平成 23 年度から継続して三つの大きな柱で事業を実施したところございます。特に委員御指摘のように、沿岸地域への配慮ということでございますが、今もって厳しいという状況を認識してございまして、県外からの巡回型カウンセラーを平成 23 年度の 5 名から今年度は 9 名の体制にして、児童生徒への対応はもちろんでございますが、保護者、教員への対応もお願いしているところでございます。

また、教員研修も県内一律ということではなくて、今年度は、さまざまなメニューを準備して、その地域、学校に即したものを、おのおのセレクトして実施していく工夫をしているところであります。今後このような重層的な人的体制をぜひ継続させていきたいと考えておりますし、学校、市町村のニーズが何よりも重要という認識を持ってございまして、そういう点を踏まえながら、児童生徒一人一人に丁寧に対応していきたいと考えてございます。

○**佐藤参事兼教職員課総括課長** 教職員の心のケアについてでありますけれども、平成 24 年度に引き続きまして、全県でメンタルヘルスチェックをやりたいというふうに考えておりますし、沿岸地域におきましては、引き続き管理監督者を対象とした研修会を沿岸で実施したり、あとはスーパーバイザーによる相談も沿岸に出向いてやっていこうと考えております。

また、当課の保健師のほかに沿岸南部教育事務所に看護師を臨時で置いておりまして、これも引き続き配置して、各学校を巡回して健康相談に対応してまいりたいと考えています。

○**小西和子委員** ありがとうございます。本当に万全の体制で臨んでいただけたのかなと思います。ただ 3 年目、4 年目あたりにケアを必要とする子供の数がピークになったという阪神・淡路大震災の教訓といたしまししょうか、実態もありますので、2 年目、3 年目だからいいのではないかということではなくて、さらに今年度よりも手厚くというようなことで臨んでいただきたいことと、教職員もかなり疲弊しておりますので、何とか職場環境を整えていただくようなよろしくをお願いいたします。

引き続きでありますけれども、教職員の休職についてでございますけれども、14 日間以上休職した県内の教職員の人数と種別、それから精神疾患で休職している教職員の人数、割合のうち震災を起因とする病気療養状況、休職状況についてお知らせください。

○**佐藤参事兼教職員課総括課長** 委員御案内のとおり、小中学校の労働安全衛生の所管は市町村教育委員会にあるものですから、休暇の状況、14 日以上については小中学校は把握しておりませんので、県立と事務局について、14 日以上についてはお答えし、休職につい

ては発令がこちらですので、状況についてお答えしたいと思います。御了承願います。

まず、14日以上教職員について、事務局では9月30日現在、今年度の上半期ですけれども、3人、うち精神疾患1人。県立学校で58人中精神疾患32人と捉えております。その後ですが、毎月変動いたしましてなかなか押さえきれないので、半期に1回の集計とさせていただきます。

続きまして、休職の状況でございますけれども、これも9月30日現在の休職者数は、事務局1人、精神疾患はゼロ。県立学校で21人のうち精神疾患14人。小中学校で43人中、精神疾患が24人。合計で65人の休職者中、精神疾患が38人。58.5%の割合になってございます。そのうち、震災を起因とする病気療養者でございますけれども、震災直後ということで、直接的な要因と思われる人を挙げていただいております。昨年度から延べで14名となっております。そのうち、現在も2週間以上継続して療養している方は2名。うち1人は、県立学校の方が休職中になっているところでございます。これは1月末現在で調べたものでございます。

以上でございます。

○小西和子委員 ありがとうございます。精神疾患罹患の要因というのは、さまざまあるかと思えます。例えば人間関係だったり、長時間労働だったり、児童生徒指導の困難だったり。ある学校で、前の年に指導が困難になって精神疾患で休んだ担任がいたと。その学級を誰が持つかという話になったときに、その学校の中で一番指導力のある方という話になったのですね。ところが、その方も途中で精神疾患になった。かなり困難な学級なわけですね。

そういうときに、やっぱり人的配置といいましょうか、例えば教育委員会のほうから指導主事が入っての応援などが必要ではないかと思えます。今そういう学級が県内に幾つかあります。とても指導が大変だ。学校体制を整えても何をしても大変です。中学校に行けばさらにパワーアップしますので、そういうところを支援していくのが教育委員会制度だと思うのですね。そういうことをぜひ来年度は進めていただきたいと思います。要因については、もし何かおわかりでありましたら、お答えいただきたいのですが、何かありますか。

○佐藤参事兼教職員課総括課長 要因については、委員おっしゃったように、個々に多様な状況だということで、診断書とか病名から類型化するのはなかなか難しいと考えておりました。印象ですけれども、委員おっしゃったように、人間関係ですとか、それから性格の問題でありますとか、職場環境の問題が多いのかなと思っておりますが、それを国の統計でも類型化したものがないものですから分析はしておりません。今後スーパーバイザーとか、いろいろな専門医とも相談しながら、対策を講じていく上でどのように分析していけばよいかということは検討してまいりたいと思っております。

○小西和子委員 かなり高い倍率で採用された教職員であります。その方々が、すっかり仕事ができないくらいつぶれてしまうことはもったいないと思うのですね。ですから、ぜ

ひぜひ改善するための対策をとっていただきたいと思います。

関連して、多忙化縮減についてです。2009年3月に多忙化解消ワーキンググループが出した教職員の負担軽減に向けての提言について取り組んでいらっしゃると思いますけれども、県教育委員会として何か調査等をしているのであればお示してください。

○佐藤参事兼教職員課総括課長 委員おっしゃいました教職員の負担軽減に向けての提言ですが、その提言をまとめて以降、さまざまな取り組みをしてきたところでございまして、ただ震災がありましたために取り組みが中断したり、あるいは取り組みの状況把握を中断をしていたことがございます。今年度につきましては、まず市町村に教育委員会の取り組みということで、県教育委員会で取り組み状況の調査を行いました。例えば勤務記録月報の作成とか、着任届の提出の廃止とか、そういう事務的なものの軽減の状況などは多くの市町村で実施されていることがわかりました。一方で、例えば補助教材の市町村教育委員会への届け出の廃止とか、まだまだ実施状況が低いということもありました。

それから、部活動につきましては、先般取り組み状況を調査いたしまして、例えば部活動休養日の徹底につきましては、中学校で8割以上、高等学校で7割以上の学校で取り組みがなされている結果も出ております。

ただ、一方ではなかなか全部が取り組んでいないという状況もございますので、今後取り組みの徹底に向けて、例えば市町村教育委員会との意見交換でありますとか、学校訪問を通じて取り組みを促していきたいと考えております。

○小西和子委員 それでは、その取り組みの分析とか結果等まとまりましたらお知らせいただければと思います。

それにかかわりまして、労働安全衛生管理体制の整備とその適切な実施が図られているかということをお聞きしたいのですけれども。県立学校は、多分つくってなければだめですよね。小中学校についてはどうなのでしょう。市町村に教育委員会職員安全衛生委員会というのを立ち上げているところがどこどこあるのか。これは労働安全衛生法でつくらなければならないことになっているわけですね、教職員だけです、つくっていないところで働いているのは。ぜひそのあたりの状況をお聞きしたいと思います。

○佐藤参事兼教職員課総括課長 小中学校におきましては、法的に衛生委員会を設置しなければならないというのは50人以上の事業場ということになっておりまして、小中学校におきまして、対象になるのは県内で1校のみということで、その学校では衛生委員会を設置しております。

一方、50人未満の学校につきましては、必置義務はないわけですが、県教育委員会としては手引等を通じまして、健康増進あるいは安全衛生について、教職員とコミュニケーションをとる機会を設けるよう助言をしているところでございます。

○小西和子委員 盛岡市では十二、三年前だったのでしょうか、設置いたしまして、年に何度か委員会を開催しております。すごく長時間労働しているのです、盛岡市の小学校、中学校は。月に100時間以上も時間外労働している人が十数人もいるという、そういうとこ

ろなのです。長時間労働している学校を委員何人かで訪問して、指導して、それを改善につなげるという地道な取り組みをしておりますので、ぜひほかの市町村にも衛生委員会を設置するような、働きかけをしていただきたいと思います。教職員の過重労働についてどのようにお考えか、教育長にお伺いして終わりにしたいと思います。

○菅野教育長 やはり子供たちに向き合う時間をどう確保するかというのは非常に重要な課題でございますので、県としていろいろな取り組みを行っているところでございます。

ただいま盛岡市の御紹介がありました。そういったすぐれた取り組みについてはぜひともベンチマーキングをしていただいて、取り入れていただきたいと思いますので、いろいろな場を通じまして、私どもとしても市町村教育委員会等に働きかけてまいりたいと思っております。

○斉藤信委員 最初にいじめ、体罰の問題について、一般質問に続いてお聞きしたいのですけれども、いじめ問題が極めて重要と。教育問題であり、社会問題だと、これは多くの共通の認識になっていると思います。問題は、学校の現場で本当に子供の命最優先ということで対応できるかどうかなのですね。そこで、いじめの研修会がやられていると思うけれども、どれだけの学校単位でいじめの研修会がやられているのでしょうか。

○田村生徒指導課長 各学校におけるいじめ問題の研修会等の実施についての御質問でございます。今年度の各学校の状況につきましては、例年国で実施しております問題行動等調査の中の項目にも入ってございまして、今後確認することとしてございますが、昨年10月に緊急の研修会等を実施してございます。また、県立学校長会議等でも説明してございますので、その後に県内小中高、数校に聞き取りを行ってございますので、その具体の取り組みを何校が御紹介をさせていただきたいと思っております。

一関市の小学校におきましては、この研修会後に、研修会に出席した教員が校内伝達用のプリントを独自に作成して説明をするということとともに、市町村の指導主事を招聘して、校内で研修会を実施していると。野田村の中学校においては、資料は当然回覧するのでございますけれども、12月に改めて時間を設定して、県の教育委員会を出しておりますいじめチェックシートを自校に照らして、チェックシートを活用しながら、いじめ防止に向けた取り組みをどうしていけばいいのかという研修会を実施してございます。また、これは西和賀高等学校でございますけれども、国、県の通知、資料等を活用しながら、職員会議と抱き合わせての研修等を実施。また水沢農業高等学校、宮古恵風支援学校においては、指導主事を招聘して、また研修を深めていったという実態がございます。

このように、各学校においては時間設定や研修内容を工夫しながら、研修等を実施しているものと考えてございます。今後におきましても、委員御指摘のように、各学校における研修の定着が非常に重要だろうと考えてございまして、県における研修の実施だとか、各種研修資料等の提供に努めてまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 私は問題の重大性、緊急性が認識されていないのではないかと思いますので。滋賀県大津市でああいう事件があつて、文部科学省が全国で調査をして、岩手県でも

2,004件ですよ、いじめの報告があったのは。その大要は極めて深刻なものですよ。いじめというのは、子供の人権侵害であり、まさに暴力だという本質的な認識から、学校が最優先で子供の命を守る体制をつくるのが今緊急の課題なのです。そういう共通の認識をつくるのが第一歩なのです。学校で全教職員参加でやらなかったら、そうならないのですよ。

大津市でも、結局あれがいじめだと認識していた先生はいたのだけれども、全体のものにならなかった。担任もそう判断できなかった。子供たちからいじめだという、そういう訴えがあったにもかかわらずですよ。学校として、そういう認識に立って対応できなかったという重大な教訓が出ているわけです。

今2,004件も報告されているときに、教育委員会委員長も議会で述べましたけれども、どの学校でも、どの子供にも起こり得ると言っているときに、本当にこの教訓を全ての学校、教職員のものにする。1カ月、2カ月、優先していじめ問題の研修をやらせて当たり前ではないですか。いじめの問題というのは、あらゆる課題に優先して対応すると、そういうことで、この研修はおざなりでなく、全ての学校で今年度中にやるということが必要なのではないかと思います、教育長いかがですか。

○菅野教育長 確かに大津市の事件を教訓にいたしまして、緊急に全学校、全公立小中学校の生徒指導担当及び指導主事を対象とした研修会を緊急に実施したところでございます。その後、委員が御指摘になったとおりでございまして、そういった意味で全ての学校から参加していただいたと。私どもとしては、それをただ単に伝達するだけではなくて、グループの中で討議をしていただいて、実質的な研修にも取り組んでいただいた。したがって、今後そういう取り組みを毎年実施していきたいと思っておりますし、当然そういった研修について、各学校において伝達が徹底されるように県教育委員会としても徹底してまいりたいと思っております。

○斉藤信委員 その事態の重大性、緊急性を、私は県の教育委員会も、市の教育委員会も、学校長も、県として確かにすべての先生方を集めることはできないかもしれないけれども、すべての学校から副校長とか主任指導主事が出ているというのであれば校長と協力をして、全教職員参加で学校での研修をしっかりとやると。いじめ問題というのが発生したら最優先で、ささいなことでも全教職員が情報を共有して、父母とも協力してやるという、そういう体制をつくるのが大事なのです。ぼちぼちやっていたらだめなのです、ぼちぼちやっていたら。こういうときにこそ、そういう認識といいますか、体制というか、取り組みを一挙に決着させると、ひとつしっかりとやっていただきたい。

私はもう一つ、今のいじめというのは広がっているし、深刻になっているのです。これは教育委員会委員長とも本会議で少し論戦してかみ合わなかったけれども、子供をめぐる今の苛酷な状況をみんながしっかり認識することが大事だと思いますよ。

その点で、一つ質問をしたいのは、心と体の健康観察というのをやったわけですね。その結果を見ると、去年と比べれば少し改善されているけれども、岩手県全体で、いわゆる

優先的に教育相談してほしい児童生徒というのは1万6,671人、12.6%。沿岸部は13.6%です。内陸部は12.3%なのです。震災の被害を受けた沿岸が少し高いというのはわかりますよ、しかし、それと比べて、内陸も決して低くないのです。だから、今多くの子供たちはストレスを抱えていると。私は以前に北海道大学の先生が、子供がうつ的な状況にあるというかなり詳細な調査をやったことを紹介したことがあるけれども、今子供が置かれている状況は、心と体の健康観察でも、震災とは直接かかわりのない内陸の子供たちもやっぱりそういう苛酷な状況にあると。もちろんその要因、背景については、これ自身もしっかり、専門家がさまざまな指摘をしていますから、そういう認識を一致させることが必要だと思うのだけれども、このデータをどういうふうにとめているかお聞きしたい。

○菅野教育長 今、心と体の健康観察の御指摘をいただきました。やはり体については健康診断というもので、対外的にある程度データがわかるのですが、心の問題はなかなかわかりづらいということで、そういう専門の方々の御助言をいただきながら、これだけの規模でやっているのは恐らく全国に例がないと思っております。

ただ、そういった中で、子供たちの心の動きが少しでもわかるようにしたいと。それを今、委員がお話になったとおり、何とか子供たちの教育相談を重点的に行って、子供たちの心の健康を守りたいと思っておりますので、こういった取り組みを通じながら、先ほど申し上げましたとおり、カウンセラー等の配置の充実もはかりながら、教員の対応力も向上させながら、あらゆる方策を講じていきたいと思っております。

○斉藤信委員 ぜひそういうふうをお願いをしたい。小学校に35人学級を3、4年生に拡充するというのは、私は、一番これは子供たち、父母が喜ぶ対策だと思います。しかし、そういう子供たちの状況、せっかく調査してこういうふうに出ているわけだから、しっかり受けとめて対応するようにしていただきたい。

次に、体罰の問題なのですが、体罰が大きな社会問題になったときには、今年度は報告はなかったと。今調査の途上で、各議会で議論したら一関市でも、山田町でも、3件、何件と出てきたと。これは調査ですから出て当たり前なのですが、氷山の一角といいますか、実は最近の新聞報道で、法務省管轄の県内人権侵害事件状況では、県内で、学校のいじめに関する相談が18件、体罰は9件と。だから、県内の人権侵害事件ということではこういう訴えが既に出ているわけですね、9件というのが。それが学校で報告されない。やっぱりここは学校の体質、そして教育委員会の体質、今度の調査を通じて、本当に解決できるかどうか。私は、前に体罰問題をかなりしつこく取り上げてきたことがあるのだけれども、そのときも体罰の実態は常習的なのです。それに対する処分が極めて甘かった。これは平成23年11月にこの処分規定は見直し、遅きに失したという感じがするけれども、しかしことしの状況を捉えても実際には学校に報告されずに人権委員会に訴えられる、今各市町村で出てくると、こういう事態をどういうふうにとめているのかお聞きします。

○菅野教育長 本会議等で委員長から繰り返し御答弁申し上げているとおりでございま

す。今回の調査は、まず今回の調査だけで全部解決できるわけではないと思っていて、これが第一歩だろうと思っております。したがって、とにかく現状を把握して、それについてどう対応していくのか、これは継続的にやっていかなければならない課題だろうと思っておりますので、いずれ調査の結果を踏まえ、県教育委員会としてあらゆることを考えていきたいと思っております。

○**齊藤信委員** 大阪市の高校の場合も自殺に追い込まれた部活の指導者は、前にも体罰事件があつて、今回の訴えもあつた。しかし、学校は報告しなかつた。いわば処分対象になるからですよ。私は、処分を厳しくしたことは当然だろうと。しかし、厳しくなったから、逆に報告できないという仲間内のような状況もあるのではないかと。そういうことは絶対にあつてはならないと、今度の事件と調査を契機にして、学校の現場から本当に体罰を一掃する。それは教育でも何でもない、人権侵害である、暴力なのだということで、ぜひ取り組んでほしいし、あと部活動の分野で多いわけですから、その背景には、勝利至上主義ですね。強くなれば何でも許されるみたいな雰囲気がないにしもあらず。それも今全国的にも否定されていますので、教育としてのクラブ活動、人間を育てる。それなしに実際には強くないのです。すぐれたスポーツ関係者がさまざまな発言していますので、私はぜひそういうふうに体罰問題については今度の事件と調査を踏まえて、文字どおり一掃するし、ガラス張りにしていただきたい。

次に三つ目に、シックスクールの問題についてお聞きします。これは小野寺好議員が本会議で取り上げて、私もここでも取り上げてきました。奥州市はあの事件を契機に、原因究明にも取り組んで、市独自のシックスクールマニュアルをつくった。奥州市のシックスクールマニュアルはTVOCの検査を義務づけているのですね。これは奥州市だけなのです。県教育委員会はこれに注目をして、奥州市のマニュアルを紹介しながら、各市町村でもつくろうとしているが、残念ながら各市町村でこれに続くところが出てないのではないかと。そして、市町村任せにしないで、県のマニュアルも奥州市のレベルに引き上げて、大規模改造工事、改築なんかのときに、工事できちんとTVOC検査をします。そして、子供の安全を守る基準を上げなかつたら、一戸町で起きたようなことになってしまうのではないかと、その点をまずお聞きいたします。

○**小倉学校施設課長** 工事等、引き渡しに当たっては、VOCの測定をすることにはなっていますけれども、県のマニュアルといたしますか、TVOCまでやる形になっているのは県内では奥州市だけという状況になってございます。そういった趣旨を各市町村に周知する観点で、毎年度通知等を行っているところでありますが、なかなかマニュアルの策定あるいはTVOCの検査まで至っていないのが今の現状でございます。

県としてどういうふうにするかということもありますが、前にも常任委員会の場でもお答えした部分があるかと思うのですが、TVOCをやるといふことでもある意味効果的な部分もございまして、VOCをやつて、基準値以下であっても、夏場の気温上昇によって化学物質が放散するようなこともありますので、そういった点について十分注意してい

ただきたいということ、そうした総合的な対応の中で、まずは我々としては市町村に働きかけていきたいと考えております。

○**齊藤信委員** 残念ながら一戸町でもシックスクールが発生をしました。この点については、県教育委員会も入って一戸町教育委員会そして父兄と3者の話し合いがかなり継続的に行われて、生徒の復帰問題の協議もされていますが、これはどういうふうになっているのでしょうか。

教育長にお尋ねしますが、県のシックスクールマニュアルを変えるべきです。奥州市で発生して、一戸町で発生して、絶対に三たび繰り返してはならないですよ。そういうふうには発生したことを踏まえて、子供の安全を学校でこそ守らなくてはならない。私は、このマニュアルは県教育委員会が先頭になって、奥州市よりおこなっているなんていうことでは恥ずかしいことだと思いますけれども、その2点をお聞きします。

○**小倉学校施設課長** 昨年12月定例会の常任委員会以降の対応ということで御答弁させていただきましたけれども、本年1月25日でもございましたが、保護者と一戸町教育委員会、学校、それに県の関係部署で、県北教育事務所の担当の方にも入っていただきました。そういった中で、生徒の学校復帰というのをまず具体的に組みんでいこう、検討していこうということで、その点について検討を重ね、県としてもアドバイスをを行ったところでございます。

また先般2月8日でもございますけれども、保護者と一戸町教育委員会、学校、県教育委員会で、発症生徒の主治医を訪問いたしまして、医学的な観点と申しますか、専門的な観点から生徒の学校復帰について指導を受けたという状況でございます。

○**菅野教育長** いずれにいたしましても、子供たち健康、安全をどう守るかという観点から、私どもとして何が出来るかを検討させていただきたいと思っております。

○**齊藤信委員** では、次に、私はこの間、陸前高田市に行ったときに、市長から、あそこは小学校、中学校の災害復旧をやっているのだけれども、文部科学省の積算単価が低過ぎて入札が不調になって大変だという話がありました。これは文部科学省と国土交通省との積算単価も違うのかどうなのか、それを教えてください。

○**小倉学校施設課長** 市町村における工事費の積算でございますけれども、市町村におきましては独自の積算基準、単価を持っている市町村が少ないということもございまして、県の積算基準単価を準用している市町村が多い状況にございます。県の積算基準単価になりますけれども、県におきましては国土交通省の公共建築工事積算基準をもとにいたしまして、県土整備部が公共住宅建築工事積算単価表を定めているところでございます。文部科学省の単価のお話もございましたけれども、公立学校施設の災害復旧事業におきましては、新築復旧の場合に限りまして、文部科学省が基本単価と加算単価というものを定めておりますけれども、それからなる補助単価を毎年度、定めているところでございまして、これは工事費の積算上の単価とは異なるということでございます。

○**齊藤信委員** 結局採算がとれるような単価になっているのですか。そこを聞きたいわけ

です。

○**小倉学校施設課長** 文部科学省の単価は、補助単価ということになっておりまして、いわゆる工事の入札予定価格を立てる、設計等を行う際の基準単価ではないということでございます。つまり工事の積算に当たっては、国土交通省のほうの単価基準を参考にしているということでございます。

○**斉藤信委員** それで、文部科学省から出るお金が文部科学省の補助単価ではだめなのでしょう。そういうことになりませんか。文部科学省の補助単価があつて、積算は国土交通省の単価でいいですよといったって、そこに差があつたらどこが金の面倒を見るのですか。

○**小倉学校施設課長** 文部科学省の単価は補助単価ということでありまして、実勢価格より低いことになると、その分は実際負担ということになるわけですが、その部分につきましては、我々として自治体の負担がふえることがないように、国に対して要望しているところでございます。

○**斉藤信委員** 現場からそういう指摘があるわけだから、学校の改築は最優先の課題。ところが、これが単価が低くて不調で工事に入れないというのが現場の声ですから、ぜひそういう認識で対応していただきたい。

最後ですけれども、食物アレルギーの問題もきのう小野寺好議員から指摘がありました。食物アレルギーの子供たちの実態、危険な症状を発症する状況、それと学校給食の対応、アナフィラキシー症、そういう子供たちの実態と学校の対応、きちんとされているのどうか。最後に、県教育委員会が指摘されたように、障害者雇用率が4年間連続で勧告と。この解決の対策の見通しはどうか。

○**平藤スポーツ健康課総括課長** 食物アレルギーの現状についてでございますが、平成24年5月に調査したところ、小学校では食物アレルギーのある児童1,244名、これは1.7%に当たります。中学校におきましては481人、これは1.3%に当たる数の子供たちが食物アレルギーを持っております。そして、アナフィラキシーを持っている児童生徒の状況ですが、アナフィラキシーと申しますのは、複数同時に同一の食物で症状が出る状況をいいますけれども、その割合につきましては、小学校では228名、中学校で135名、高等学校で57名、特別支援学校で2名、合計で424名が先ほど申し上げましたうちでアナフィラキシーを持っている子供でございます。

学校給食はどのように対応しているかと申しますと、アレルギー物質を取り除いた除去食を提供している場合、そしてアレルギー物質がある食品を別な食品にかえる、代替食を提供したり、あるいはそれに対応できない場合には弁当を準備して持ってきていただくというようなものでございます。なお、献立を見て、自分で除去して対応するというケースもございますが、事前に献立等を配布する、あるいは管理表などを用いて、安全を確保できるような形で給食の指導をしていると認識してございます。

○**佐藤参事兼教職員課総括課長** 障がい者雇用の関係でございますが、委員御指摘のとおり、平成24年12月31日現在で1.79%ということで、このために採用計画がございまし

て、平成24年1月からの採用計画、2年間で65人採用する予定に対して、これまで1年間で12人の採用にとどまっているということを受けまして、同年2月27日付で厚生労働大臣から適正実施勧告を受けたものでございます。

来年度につきましては、これまで採用試験等で別枠採用という形で取り組んでまいりましたが、教員採用で教員1人、それから事務職の選考採用で2人を採用する予定になっておりますし、今年度から実施しておりますが、障がい者雇用促進対策事業、これで今年度は9人採用したところでございますが、来年度は拡充いたしまして28人採用できる予算を今お願いしているところでございます。予算が成立すれば採用数をふやし、雇用率向上に努めてまいりたいと思います。

○熊谷泉委員長 齊藤委員、長時間です。まとめてください。

○齊藤信委員 まだまだ。26分30秒。本当に最後です。食物アレルギーは、直接的には給食がかかわるわけですね。そういう意味でいくと、学校の中で子供たちの情報を把握して除去食をやるとか、自校方式の学校給食がすごく大事なのではないか。また、そうでなければ何千食もつくるような共同センター方式では対応できないのではないかと思います。そういう状況も把握されているのかどうか。対策はどうかを聞いて終わります。

○平藤スポーツ健康課総括課長 センター方式、自校方式の件でございますが、学校給食の実施主体につきましては、設置者である市町村が行うということございまして、さまざまな状況を把握しながら選択されるものと考えてございますが、学校給食の趣旨あるいは質の確保など、住民の理解と協力を得ながら進めていかなければならないものであると認識しております。

○小泉光男委員 手短に二つお尋ねをします。

一つは、先ほど工藤勝博委員から高校再編の考え方という中で、回答として、いわゆる2年続けて1倍を割っているし、県北への食品学科を設けても人が入らないのではないかというようなことをおっしゃいましたので、実は二戸地区で、福岡高校は青森県からの越境入学を認めているのですが、一戸高校は認めていません。なぜこの県北で、認めているところと認めていないところがあるのか。仮に、特に一戸高校は総合学科で、以前には農業科があったわけですから、そのように設けるときに、青森県の県南ですね、今生活は、三戸、名川あるいは田子、南部各町の人たちも二戸市から新幹線に乗って買い物に来ているときに、学校だけが特に一戸町で認められないということになっていると聞くのですが、それが事実かどうか。そうだとすれば、その理由をお聞かせください。

○富士特命課長 高校入試では隣接協定というのがございまして、青森県、秋田県、宮城県の3県と隣接協定を結んでおります。隣接協定と申しますのは、県境の隣接地域に住所を有する者の県外県立高校への入学志願の取り扱いについて協定したものでございます。例えば青森県に隣接しているのは二戸ブロックであります。一戸町は隣接している形になっていない。

○小泉光男委員 IGRで15分か20分で青森県と行き来できるわけですから、県として

もそのように人が少ない、少子化という部分で、営業活動をしてください、一戸町も入れて、そういう県境、子供の希望なわけですから、行きたいところという部分で、間口を広げることが必要だろうと思います。

二つ目、平成25年2月28日に注目する地裁の判決が出ております。埼玉地裁の熊谷支部というところで、これは学校の教師が父兄を訴えて、損害賠償500万円を払えという初めてのケースだと言われております。法律的には、民法709条の普通の名誉毀損による損害賠償500万円請求事件ということのようですが、実は、事は学校の学校長も応援をして、学校の教職員全体が一女性の先生を応援して、その方が原告となって、小学校5年生かのお母さんを訴えて、悪魔のような先生と、8回にわたって、いろいろなやりとり帳に書かれたことを名誉毀損だと訴えた事例ですが、裁判官はかなり冷静に判断しておりまして、基本的には学校内の記録のやりとりなので、名誉毀損に必要な伝播性がないからと棄却をして、学校の先生が敗訴した。ある意味で当然だと思います。

これからお聞きしたいのですけれども、岩手県内でもモンスターペアレントという言葉がはやっているのですけれども、そういう言葉があるのか。あるいは具体的にモンスターペアレントという部分で対応しているケース、小中高であるのかお聞きしたいのが1点。

それから、二つ目は、新聞には教職員の賠償責任の保険というのがある、年々入っている人も多くて、ことし2月現在、全国で2,232人あるのだそうですけれども、岩手県でも教職員の賠償保険、別名、T O S S保険と言うそうですけれども、そういうケースがあるかどうかを聞きたいのが二つ目。

それから、モンスターペアレントという言葉は非常にけしからんと思っているのですけれども、それ以上に最近の学校の状況を見ているとデビル校長とか、あるいはデビル体育教師というほうが多いと思うのですけれども、一方的に学校側が父兄をモンスターペアレントという部分で、のけぞって対応するようなことはかえってよくないことですし、本件の場合は、結局子供が巻き込まれたわけですよ、あそこの子供だという部分で問題になったわけですから、今言ったような部分の28日の裁判に対して、この3点についての県教委の見解をそれぞれ聞いて終わります。

○菅野教育長 賠償責任保険の関係は、実はこれは教員だけではなくて全国的には一般公務員もこういったものへの加入がふえている状況は報道等で承知しています。これは個人が自分の負担で加入している状況ですので、これについては県教育委員会として特に、ある面でプライバシーの関係もありますので、把握はできておりません。

それから、2番目のいわゆるモンスターペアレントでございますが、学校においていろいろ御父兄との関係をどう良好なものにしていくのかということ、いろいろそれぞれ取り組みを行っているところだと思っています。ただ、総体的に申し上げますと、本県の場合は随分学校を支えていただけるという意識が強いのだろうと思っております、学校側も主体的にコミュニティスクールですとか、教育振興運動を通じていろいろな取り組みをやっているところがございます。ただ一方で、個別の課題で、先ほど小西委員からも御指摘が

ありましたが、何かあった場合について教師任せにすることはなくて、学校体制として対応していくことが大事だと思っておりますし、特に学校だけで対応が困難な事案につきましては、過去において、県の教育委員会において、例えば指導主事を派遣する等支援を行った事例等もございますので、それぞれの状況に応じて、私どもとしても学校支援に的確に対応してまいりたいと思っております。

いずれにしても、やはり家庭、地域の方々の御理解をいただいて学校運営を行っていくということが最大の課題だろうと思っておりますので、こういったことに県の教育委員会としても学校ともども取り組んでまいりたいと思っております。

○熊谷泉委員長 この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○藤澤学校企画課長 先ほどの災害共済給付金についての答弁につきまして報告をさせていただきます。

まず初めに、特別弔慰金の支給について、対象者県立学校4名と申し上げましたが、これは平成24年度の支給が4名ということでございまして、平成23年度8名ございました。そういうことで、都合12名となっております。

それから、災害共済給付金でございますが、東日本大震災に起因する災害につきましては、この特別弔慰金のみが支給対象となっておりますので、ほかの医療費等の支給はないということでございます。

最後に、市町村の状況ということでございましたが、小中学校の状況につきましては、市町村と災害共済給付金を扱っております日本スポーツ振興センターとの直接の契約になってございまして、県では内訳等については把握していないということでございますので、よろしく願いいたします。

○熊谷泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、総務部関係の議案の審査を行います。

議案第46号平成24年度岩手県一般会計補正予算(第6号)、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち総務部関係及び11款災害復旧費、第7項教育施設災害復旧費、第1目学校施設災害復旧費のうち総務部関係並びに第2条第2表繰越明許費補正中、第10款教育費のうち総務部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○根子副部長兼総務室長 議案第46号平成24年度岩手県一般会計補正予算(第6号)のうち総務部関係について御説明申し上げます。お手元の議案(その3)の7ページをお開き願います。

10款教育費のうち、8項大学費1,626万円余の減、次のページおめくりいただきまして、9項私立学校費1億5,491万円余の減及び11款災害復旧費のうち7項教育施設災害復旧費

中、8,201 万円の減が総務部関係の補正予算であります。詳細につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の 197 ページをお開き願います。

10 款教育費、8 項大学費、1 目大学費は 1,626 万 5,000 円の減額補正であります。公立大学法人岩手県立大学運営交付金について、県立大学が被災学生に対して行う授業料等減免額の確定によるものであります。

次に、198 ページをお開き願います。9 項私立学校費、1 目私立学校費は 1 億 5,491 万 7,000 円の減額補正であります。私立学校被災児童生徒等就学支援事業費補助及び被災私立専修学校等教育環境整備支援金事業費補助の事業費の確定による減並びに私立学校運営費補助の事業費の確定による増等であります。

次に、少し飛びまして 208 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、7 項教育施設災害復旧費、1 目学校施設災害復旧費のうち総務部関係は 8,201 万円の減額補正であります。私立学校等災害復旧支援事業費補助の事業費の確定によるものでございます。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案（その 3）にお戻りいただきまして、21 ページをお開き願います。第 2 表繰越明許費補正のうち、総務部関係は 10 款教育費、9 項私立学校費 2 億 5,303 万円余であります。事業については、認定こども園整備事業費補助でございまして、事業の完了に不測の日数を要したことにより事業費を繰り越そうとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 まとめて全部聞きます。大学費の減額で授業料減免額の確定によると、この減免の実績を示していただきたい。それで、私は低所得者もあり、震災関係もあり、全額免除というのも県立大学で必要ではないかと指摘していましたが、減免の状況も含めて示していただきたい。

私立学校費も同じく、私立学校被災児童生徒等就学支援事業費が 1 億 7,183 万円余の減ですが、これも私立学校の減免の状況だと思いますが、昨年度実績を踏まえてやったと思うけれども、昨年との比較を含めて、今年度どれだけの減免状況だったのか示してください。

○清水総務室管理課長 今回の補正にかかります授業料の減免の確定部分でございますが、平成 24 年度における被災学生の授業料の減免に要する経費で、被災減免分の運営交付金の減額でございます。これは、被災対象者が平成 23 年度の減免人数よりも 61 人ほど少なかったものでございます。予算上、見込み人数が 269 人の授業料減免を見込んでおりましたが、実績といたしまして授業料減免が 208 人とどまったことによる減額でございます。

なお、全額免除になっているかということでございますが、県立大学におきましては、平成 21 年度より学資負担者の死亡等、それから風水害等の災害を受けた場合の特別の事情

を有する者を全額免除という制度を設けておりまして、平成 23 年度においては 6 人がこの制度によりまして全額免除とされており、平成 24 年度におきましては、通常分の授業料免除、申請者、免除対象者 692 人のうち 19 人が所得が低いという理由から、また 1 人が特別の事情があるという理由から合わせて 20 人が全額免除とされているところでございます。なお、このほか震災免除分では 208 人の免除申請者のうち 173 人が全額免除とされているところでございます。

○岡崎私学・情報公開課長 私立学校被災児童生徒等就学支援事業費補助の減額の関係でございまして、平成 24 年度当初予算措置時点におきましては、平成 23 年度の実績見込みが立たなかったことから、平成 23 年度 7 月調査をベースに、平成 23 年度分の変動要素を加味して対象人数を 707 人として積算いたしまして、2 億 5,900 万円余を計上したところでございます。今回は各学校の減免制度や就園奨励費の状況等を踏まえまして、対象人数が確定しましたところから所要見込額の減額補正をするものでございます。今年度は、最終的に前年度の 425 人とほぼ同様の 414 人と見込んでおりまして、結果として 707 人からは 293 人減となりますけれども、支援が必要な児童生徒に対しては漏れなく対応しているところでございます。なお、平成 23 年度の最終予算が 9,926 万円余でございまして、平成 23 年度の最終実績が 660 万円余でございまして、先ほど申し上げましたように支援が必要な児童生徒に対して漏れなく対応しているということでございます。

○熊谷泉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りをいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって総務部関係の議案の審査を終わります。この際、何かありませんか。

○小泉光男委員 手短かに、放射能の汚染の損害賠償をサポートするために、弁護士を採用したということを聞きましたけれども、しかしよく考えてみると、東電は恐らくその筋のプロを含めて、数十名体制のローファームで臨んでいるのですね。それに法務学事課で一人か何人の弁護士を岩手県が採用して、若い弁護士で太刀打ちできるのかと私は心配しますけれども、今までそういう仕事をしてどのように映っているのか感想をお聞かせください。

○大槻法務学事課総括課長 ことしの 1 月から法務学事課に特命課長として弁護士資格

を有する職員を採用させていただきました。これまでのところ、東電とのやりとりの中で、昨年のやりとりの中では、こちらには弁護士がいない状態で、委員御指摘のとおり、向こうは弁護士もつけてと、非公式の場の打ち合せといたしますか、対応の場合でもそうだったようでございます。そのときに、やっぱり弁護士が入ると入らないでは全然違うということがございまして、ことしから何回か、向こうとのやりとりにも入っていただいております。

それから、実際に県として請求していく具体的な部分の話になって、請求額を確定していくとなりますと、各部局のほうである程度積算したものを、それを私どものほうでも顧問弁護士がおりますので、その顧問弁護士を交えた格好で相談をして対応をさせていただきたいと考えてございました。ですので、事務方に入った特命課長としての弁護士資格を有する職員については、それに至るまでのある程度の整理とか、そういう部分に重きを置いた対応になると考えてございます。

○熊谷泉委員長 これをもって総務部関係の審査を終わります。総務部の皆様は御苦労さまでした。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。